

平成29年第1回東大和市議会定例会会議録第6号

平成29年3月6日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長 鈴木尚君
主事 須藤孝桜君

議事係長 尾崎潔君

出席説明員（32名）

市長 尾崎保夫君
教育長 真如昌美君
企画財政部参事 田代雄己君
総務部参事 東栄一君
子ども生活部長 榎本豊君
環境部長 田口茂夫君
会計管理者 関田賢治君
社会教育部長 小俣学君
秘書広報課長 五十嵐孝雄君
総務管財課長 中野哲也君

副市長 小島昇公君
企画財政部長 並木俊則君
総務部長 広沢光政君
市民部長 関田新一君
福祉部長 吉沢寿子君
都市建設部長 内藤峰雄君
学校教育部長 阿部晴彦君
行政管理課長 木村西君
財政課長 川口莊一君
保育課長 宮鍋和志君

青少年課長 中村 修 君
障害福祉課長 小川 則之 君
環境部副参事 長瀬 正人 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
学校教育課長 岩本 尚史 君
社会教育課長 村上 敏彰 君

市民生活課長 大法 努 君
健康課長 志村 明子 君
都市計画課長 神山 尚 君
建築課長 中橋 健 君
給食課長 齋藤 謙二郎 君
中央公民館長 尾又 恵子 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 東口正美君

○議長（関田正民君） 3月3日に引き続き、19番、東口正美議員を指名いたします。

○19番（東口正美君） おはようございます。

議長に貴重な3分をいただきましたので、有効に使わせていただきます。

多摩湖は、日本初女子フルマラソン大会が開催されたという不動の価値を有したすぐれたランニング環境であることは、東大和市の宝だと思っております。このことを大切にしながら、発信し続けていくことが大事と考えます。そういう意味では、この4月、再び日本タートル協会によるランニングとウォーキングのイベントが開催されると伺い、うれしく思っています。市長、ここで市制50周年を記念したマラソン大会への検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 今回の駅伝ということで、過去最高の486チーム、大変うれしく思っているところであります。また、レベルも上がってきてるかなというふうに思っています。また、質問者のほうからは、その駅伝とは別に市制50周年ということの目玉として、マラソン大会というふうな話でございます。担当のほうがお話ししましたように、現状では厳しいかなというふうな思いはございます。ただ、いつかはフルマラソンと、そういう思いは持っております。先ほども御質問者からありましたように、少しずつ実施に向けて輪が広がっていけばいいのかなというふうに思っています。これからも関係者の方、あるいは関係団体等の方と、いろんな機会を通して、対話を通して少しずつ目標に向かっていけるような、そんな形になっていけばいいのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

私も永遠に多摩湖ランの推進の旗を振り続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和地仁美君

○議長（関田正民君） 次に、15番、和地仁美議員を指名いたします。

〔15番 和地仁美君 登壇〕

○15番（和地仁美君） おはようございます。議席番号15番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2つのテーマについて取り上げさせていただきます。

1つ目は、新学校給食センターについてです。

今までも新学校給食センター建設について、建設コストや市民にとって親しみの持てる施設になることなど

を中心に、さまざま質問させていただきました。そのコストに関しては、さまざまな要因により割高になったことは否めませんが、無事竣工し、4月からの本格稼働を目前とした現段階においては、よりよい給食を提供していただき、子供たちの食育に大いに役立つ施設となってもらうことを願うばかりです。

そこで、以下の点についてお伺いします。

①4月の稼働に向けての準備状況についてお尋ねします。

ア、調理配膳業務委託業者の準備の進捗について。

イ、人員配置状況について。

ウ、オペレーション準備について。

エ、食材の納入業者など、その他の関係機関や関係者に対する説明や準備について。

②として、新学校給食センター開設により、従前より学校給食の内容、食育面などの向上が期待できると思いますが、具体的に準備、計画されていることは何かお尋ねします。

2つ目のテーマは、市の資産管理状況についてです。

これまで、また今定例会でも、新公会計制度の早期導入やその効果への期待について、多くの議員からさまざまな切り口で質問で取り上げられているところですが、その際、いつも触れられるのが従来の会計制度では見えてこない資産についてです。アセットマネジメントやストックマネジメントの考え方、台帳作成の進捗などについて市からは御答弁いただいているところですが、以前の御答弁からは、固定資産台帳は平成28年度末をめどに整備を進めているとのことで期待しているところですが、今回はその台帳のもととなる、もしくはその台帳の内容を正確な最新データで維持していく、現場レベルでの基本的な実務の状況についてお尋ねしたいと思います。

①市が保有する資産について。

ア、主な固定資産とその管理方法は。

イ、主な流動資産とその管理方法は。

②刊行物など販売を予定している市の制作物について。

ア、現在、取り扱っているものの種類と数量は。

イ、制作部数などは今までの実績を踏まえて決定されているか。

ウ、保管状況と棚卸しの実施状況について。

エ、有効期限が過ぎた後の在庫の扱いについて、廃棄する場合の手続などルールはあるか。

最後にオとして、改善すべき課題についてお尋ねしたいと思います。

この場での質問は以上です。再質問につきましては、御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

[15番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、新学校給食センター稼働に向けての準備状況についてであります。調理配膳業務委託を行う事業者は、多くの学校給食の受託実績があり、その実績を生かし、市の栄養士と調整を行いながら、調理の流れ等につきまして確認を進めております。また、食材納入業者など、関係者との調整につきましては、納品の際に随時情報交換を行うとともに、通知による情報提供や会議での意見交換などを実施しております。今後、詳細

な内容の説明会等を実施したいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、新学校給食センター開設による給食の内容や食育面の向上についてであります。最新の衛生管理基準に対応しましたドライ方式で給食を調理するとともに、個々食器等に対応しました設備の導入により献立の多様化を図り、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。現在、調理業務への民間活力の導入によるメリットも生かし、より安全で安心、そして魅力的な学校給食の提供を行えるよう準備を進めております。また、他の調理室から独立しましたアレルギー食調理室を設置し、アレルギー除去食の対応をします。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、主な固定資産とその管理方法についてであります。市における主な固定資産としては土地や建物があり、これらの公有財産の取得、管理及び処分については、公有財産規則で定めております。管理方法であります。公有財産台帳を作成し、財産の取得、変動及び廃止の記録管理を行っております。

次に、主な流動資産とその管理方法についてであります。公会計におきましては流動資産に相当するものは現金及び預金であります。その管理方法につきましては、地方自治法及び東大和市会計事務規則で定められ、厳格に管理しております。特に預金につきましては、日々、預金明細書で収支を確認しております。また、監査委員によります現金出納の検査も毎月実施されているところであります。

次に、刊行物等の種類と数量についてであります。市で販売しております刊行物等は東大和市史資料、里正日誌などの歴史文化的な資料や各種計画書、行政報告書、予算書などの行政資料、また切手、地図、絵入り名刺などがあり、その数は現在67項目あります。

次に、制作部数についてであります。歴史文化的な資料につきましては、関係機関などへの配布見込み数や販売見込み数を考慮しまして制作をしております。行政資料につきましては配布実績を、また切手、地図、絵入り名刺などは販売実績や販売見込み数などを考慮しまして制作をしております。

次に、保管と在庫の状況についてであります。制作した部署におきまして保管や在庫の確認など適切に行っているものと認識しております。

次に、在庫の扱いや廃棄する場合のルールについてであります。制作した部署におきまして一定のルールにより対応しているものと認識しております。

次に、改善すべき課題についてであります。配布や販売の実績を考慮した上で、印刷部数の決定や在庫管理の方法など、常に適切な取り扱いとなるよう運用していく必要があるものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、新学校給食センター稼働に向けての準備状況についてであります。調理配膳業務委託事業者の準備の進捗につきましては、契約後、月に1から3回程度打ち合わせを行っております。打ち合わせの中では、手づくり給食など東大和市の給食の特徴やその対応方法、調理設備や献立等の確認などを実施しております。人員の配置につきましては、委託事業者のほうで正社員異動や地域求人広告による応募などでほぼ確保できると聞いております。オペレーションにつきましては、新学校給食センターの設備確認の際に、搬入した食材の運び方、確保方法など、実際の現場で市の栄養士とともに確認作業を行っております。また、食材納入業者等の関係者への説明や準備につきましては、昨年8月にお知らせを行い、また地場野菜を納入していただいている生産者の方とは、昨年11月、意見交換などを実施しております。今後、納入する際の施設内での駐車場所や搬入口など、詳細な内容の説明会等を実施したいと考えております。

次に、新学校給食センター開設による給食の内容や食育面などの向上についてであります。献立の作成、食材の選定及び調達につきましては、今までどおり市の栄養士が行ってまいります。調理方法につきましては、市の栄養士が調理指示書を作成し、調理事業者の責任者と調整を行い、調理事業者の実績、ノウハウを生かしてまいります。また、現在、クラス単位で行っている残菜の計量につきましても、料理単位で行い、献立の改善などに活用してまいります。

以上です。

○15番（和地仁美君） 御答弁、ありがとうございます。

議会のほうでも竣工しました給食センターの見学という形で訪れさせていただいて、いい施設ができたなというところは実感しているところなんですけれども、建設に対しては竣工でゴールだと思いますが、学校給食センターで新しい環境の中、給食を提供していくという面で見ると、これからスタートというところですので、なかなか施設は見ましたけれども、開設してからどういうふうになっていくのかというところの情報が思った以上に少ないので、いろいろいいお話が聞けるかなという期待を込めて、今回は学校給食センターの件を取り上げさせていただきました。

ただいまの教育長の答弁で、調理配膳業務委託業者の準備の進捗について御答弁いただきましたけれども、契約後は月に1から3回程度打ち合わせをしているということと、手づくり給食など当市の給食の特徴やその対応方法、調理設備や献立などの確認などを実施しているというお話でしたが、そういった打ち合わせ的なことですかね、そんなような内容のもうちょっと詳細をお聞かせいただければと思います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 打ち合わせの詳細な内容でございますけれども、各種調整につきましては市側は新給食センター担当、栄養士、あと委託業者側は事業を統括している管理者と実際に新センターで統括管理者となる人員で行っております。内容といたしましては、衛生管理に係る使用する日常点検表の項目、調理指示書や各種報告書、また市が作成した献立に対して適切に調理ができるか、事業者からの作業動線図、そういったものを打ち合わせしてございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 東大和市の給食の一つの特徴として、手づくりというところを業者さんのほうにお伝えしたということですが、それ以外に何か当市の給食の特徴ということで、委託業者の方にお伝えしたことはありますか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） それ以外ということですので、例えば東大和市でつくられている野菜、地場産野菜の活用、かむことの大切さを意識してもらうために、かみかみメニューを実施していること、日本の伝統的な行事食や郷土料理、国際理解を深めるために世界の料理を取り入れること、そういったことを伝えてございます。

○15番（和地仁美君） じゃ、当市の特徴ということで伝えたということですが、それを聞いての委託業者さんの反応というかは、何かありましたら教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 委託業者さんの反応でございますけれども、東大和市の給食について、手づくりの部分にはなってしまうんですけども、ジャムまで手づくりしてるんですかと、そういった驚きの部分もあったようですけれども、事業者のほうからは、より子供たちが喜ぶ給食にするため尽力いたしますとお答えのほか、安定稼働後はほかの自治体で実施している給食など、さまざまな提案をしますという申し出がございました。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 今の御答弁を聞いてると、何だかとてもいい給食が提供されるような、うれしい期待を膨らませるところですけれども、新学校給食センターができて、衛生管理の面でドライのほうになったということは大きな特徴だと思いますが、それ以外にも今までできなかった調理方法を導入することが可能になり、委託業者さんもさらにノウハウを持ってきていただいて、それを生かした上でよりよい給食を提供できるようになるというお話でしたけれども、その委託業者さんのノウハウというのは、具体的にはどのようなものがあるのでしょうか。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 委託業者につきましては、学校給食事業で全国展開をしております。献立開発、衛生管理、食育推進等、多くのノウハウがございます。具体的には、最新のセンター受託、71カ所の実績から最新の調理機器を生かした郷土料理、人気メニューなどの提案、元保健所関係職員で構成している衛生部門での検査や巡回指導、独自の衛生管理、食育といたしましては他施設での実績を生かした調理員による学校訪問、そういったことがございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) ノウハウとしては、基本的には管理面のところが実績で積み上げられたものがあるのかなという印象ですけれども、今までできなかったメニューで、調理法という話で今は聞きましたけれども、具体的なメニューでできるようになったというふうに考えてるといいますか、これから今まで出せなかったもので、こんなメニューがあるよというものがありましたら、幾つか例を挙げていただきたいんですが。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 新センターによってできるようになる料理でございますけれども、例えば新センターにおきましては果物等裁断機の導入や三槽シンクをふやしたことによって、地元産の多摩湖梨の提供、あと卵を割る割卵機の導入やスチームコンベクションオーブンの増によって、千草焼きやスペインオムレツなどのさまざまな卵料理、食品形成機の導入によりまして手づくりハンバーグ、揚げ物のラインが2つになることによりまして、例えばちくわを縦に2つに割り揚げるわけですが、そのときにカレー揚げとゴマ揚げに分ける、2食にする提供などがございます。ただ、そういったものですね、価格の観点や地元食材を使用する場合には納品量が可能であるかどうか、そういった課題を整理する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) いろいろと生徒・児童が喜びそうな、また地元の果物も取り入れられるということで、うれしい限りなんですけど、価格のことを最後に触れられてたところは、ちょっとそこはどうしてもクリアできるのかできないかというところが気になるんですが、委託業者さんは東洋食品さんという会社名だっと思えます。全国的に展開していることは、私もホームページを拝見させていただいて確認しておりますけれども、この東洋食品さんのホームページには、受託していたり、自分たちが関わっているエリア的な表示はあるんですけれども、具体的にどこどこの自治体を受託していますみたいな明記がありませんでした。今回、プロポーザル方式という形で、もう1社あったと思えますけれども、東洋食品さんに決めるという過程の中で、受託実績として近隣の自治体さんなんかあるのかどうかというところは、確認されているのかどうかお尋ねします。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 受託実績でございますが、近隣といたしましては、東京都内で世田谷区、狛江市などがございます。また、その後、うちがプロポーザルをした後、29年度の2学期から供用開始予定の府中市などがございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) これ可能かどうかわかりませんが、その近隣市さんの受託状況というか、平たく言いますと、その評判というようなものは、何かヒアリングとかされたんでしょうか。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 事業者の評判でございますけども、プロポーザル実施時でございますけども、その際に選定委員、あと市の栄養士、そういったメンバーで実際に受託している先のほうを訪問させていただきまして、例えばそういったところでいろいろとお話は伺わせております。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 何か具体的なコメントとかいただいて、そちらのほうで控えてるものがあれば教えてください。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 本当の個別具体的なところまでは、ちょっとお話、難しいんですけども、例えば事業者さんが実際にプレゼンテーション、プロボをしたときの事業者が言っていたこと、それと実際に稼働後の違いがあって、例えばそれに対して市のほうで指示をしたらどういう動きをしたか、すごい早くやってくれたのか、それともすごい時間がかかったのかとか、そういったことを伺ってまいりました。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 伺って、それはどう、早かったということだったのか、そこが聞きたいんですけども。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 事業者の選定に当たりましては、プロポーザルの方式をとりました。その中で、実際に業者からのプレゼンのほかに、受託先の自治体、事前に自治体のほうには、私どもの事務局のほうから、自治体に対してヒアリングさせていただきたいということで、業者のほうには伝えないでほしいということをしました。ふだんどおりの形でということで見させてもらいまして、やはり衛生面ですとか、先ほどのオペレーションですとか、さまざまな懸念といいますか、選ぶに当たって重要なポイントがございますので、そういう点を中心に、提案書ではこういうことが書いてある業者だけでも、実際にどうですかと。あるいは何か指示をしたときに、その反応というものは適切に即時にできる体制が整っているのか、あるいは何かトラブルが生じたことがあるかとか、生じた場合にはどういう体制をとっているかとか、そういうことを実際の現場の自治体の方にお話をさまざま伺いました。また、栄養士同士では、特に衛生管理の面で専門的な見地から意見交換をして、また現地の実際の調理をされている現場を見させていただいて、さまざまな質問などもさせていただき、確認をしてきたというところでございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) そういった確認もして選ばれたということですので期待をするところですが、じゃ実際に新学校給食センターでの人員配置なんですけれども、これは先ほどの答弁ではほぼ確定している、地域求人広告などによって募集したところほぼ確定しているということでしたが、最終的な新学校給食センターの市の職員と業者さんの最終的な役割と人数とかその体制というものについて、教えていただきたいんですけども。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 現時点での予定ということにはなりますが、最終的な予定といたしましては、市職員につきましては、センターの長が1名、献立作成、食材発注、検収作業のために栄養士3名及び嘱託員栄養士1名、合計4名ですね、あと給食費の事務など事務職員2名、臨時職員4名でございます。また、委託業者さんのほうにつきましては、正社員が19名、調理パートが64名、配膳員の方が各校に散らばりますが30名、その他、ボイラー技士1名、清掃員3名と受けており、調理業者の正社員の中は施設を統括する管理者が1名、

副管理者が2名、あとは各調理室ごとにリーダー的な人を配置するというふうに報告を受けてございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 実際に献立をつくるのは栄養士、市のというか、こちら側の栄養士の方ということですけれども、日常的な市の職員と受託業者さんの責任者なりの方との打ち合わせとか情報共有とか、そういったものはどういう形で行っていくというふうに予定されているのでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 打ち合わせのほうでございますけれども、基本的にはまず必ず毎月一、二回は1カ月分の献立について事前に打ち合わせを行います。その献立に基づきまして、事業者からの動線図であったり調理の詳細の方法であったり、そういったものを打ち合わせをします。それと、あとは恐らく毎日のある見込みでございますけれども、翌日の調理分に対して、これでいいかという最終確認、そういったものを行う予定でございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） そういう形で日々、翌日の打ち合わせをしてという形で進められるということですが、オペレーションについて、新しいセンターですし、今回、複層階という形で、2階建てという形でいろいろ大変なこともあると思いますけれども、搬入した食材の運び方や加工方法など、実際のこの現場での市の栄養士の人と一緒に確認作業を行っているという御答弁いただいているんですけれども、もう1カ月を切つてはいませんが、1カ月ぐらいの先の話ですので、そこら辺のオペレーションについては、相手方の誰とどのような確認を行っているのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） オペレーションの打ち合わせについてでございますけれども、まず場所は実際の新センターの調理場内で行っております。市の栄養士、新センター担当、受託者側、委託業者さん側ですね、事業の総括をしている責任者、それと実際に4月から管理者として働く現場の責任者とともに、実際の献立案、こういったものをもとに食材の流れ、食材検収作業、段ボールから市の容器への移しかえのタイミング、こういった容器でどれだけの数量が流れ、こういった器具を使用してどう調理するのか、そういったことを、詳細な打ち合わせのほうを実施させていただいております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今年度の予算委員会で、私、質問させていただいたことで、新学校給食センターの運営準備費というものを取り上げさせていただきました。その際の御答弁では、調理テスト、調理機器の操作訓練、調理機器、それから食器などを含めた洗浄、消毒などなどの準備がある。この調理テストに関しては、食材については市のほうで予算計上しており、500食程度で3回、そういった調理テストを行うことを見込んでいます。よって、予算も500食掛ける3回ということで計上している。調理後の給食については、保護者などを交えた試食会、こういったものを取り入れることを検討しているという御答弁をいただいたんですが、先ほど申したようにあと1カ月ちょっとで稼働するという中で、この調理テストをしたという話を伺ってませんし、保護者などを交えた試食会を行うだの、行ったというお話を伺ってないんですが、この点はどうなったんでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 市といたしましては、予算の段階ではございましたけれども、3月の中旬あるいは下旬にかけて、3つのコースの調理のテストを行う。また、食材費につきましても、市として計上いたしました。といいますのも、事業者によってさまざま対応の仕方が差があるということは認識はしておりましたが、どの業者になったと——プロポーザルで選ばれたとしても対応できるようにしておりました。結果、契

約した後に事業者と調整した結果としては、自社で食材については用意するので不要であるという回答をいただきました。また、こちらも計画どおり進んでおりますので、事業者の予定では3月中は、重点としてはさまざまな調理機器の能力、性能についての実地の確認を行うことが主となると。実際には、4月に全従業員、先ほど御質問がございましたが、人事異動等で体制が整いますので、全従業員がそろった段階で実際の給食の初日に予定しているコースのテストの調理を行うと、そのようになっております。

また、事業者の調達した食材を試食会として提供するのには好ましくないということや、現在2つのセンターでは実際に子供たちの給食を提供している期間中でございますので、栄養士の配置が手薄になってしまって、安全衛生の管理に懸念、あるいは不安が生じるのは最も避けなくてはいけないというそのような判断から、児童・生徒に安全で安心な給食を提供する、また安定的な稼働を早々に立ち上げることを最優先とするということで、試食会の実施などは現在、年度内に実施するということは見送り、安定稼働後に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) もちろん、まずは子供たちへの給食を提供することに集中していただくことが大切だと思っておりますが、今最後に安定的に稼働するようになったら検討したいという御答弁いただきましたので、せっかく皆さん、期待しているところですし、子供たちのためとはいえ、市民の皆様にも愛される施設、もしくはこういった事業になればいいと思っておりますので、ぜひともそういった試食会なども実施していただければなというふうに思っております。

受託業者さんと市との準備状況は大分イメージというか、わかってきたんですけども、先ほどの今回の給食センターというか、給食に関しては、市と受託業者さんだけではなくて、食品、食材などを納入していただくいろいろな方がかかわってくると思うんですが、先ほどの御答弁では食材納入業者や関係者への説明や準備については、去年の8月にお知らせしたっていう、それ1回だけということの御答弁だったと思いますけれども、具体的にはどのようにお知らせをしたのかということについて、教えていただければと思います。

○給食課長(斎藤謙二郎君) お知らせの内容でございますけれども、基本的には現在と手続等、変わりませんよということと、今まで第一・第二センター、2カ所、各2コースずつありますので、4コースから3コースになるため、1回の納品量が若干ではありますけれども、ふえることがありますよというお話、あとは納品場所が新給食センター1カ所になること、そういったことを書面等でお知らせしてございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 食材の納入業者さんを、その給食センターの実地で、例えばここから入っていただいて、こういう感じで、ここは気をつけてくださいねとか、全部の企業、会社さんというか、納入業者さんが一遍に来ては困るので、時間を分けているのかわかりませんが、そういった実地での確認というのは行っていないのか、もしくは今後、本格稼働する前に、そういった現地での確認というような説明会みたいなものですね、そういうのを開催する予定というのはないのでしょうか。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 現地での確認でございますが、今議員のほうから御指摘いただきましたとおり、現場確認といたしまして新学校給食センター、こちらの会議室、使える状態となっておりますので、そちらのほうで説明したいと考えてございます。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) もう1カ月前ですので、その説明する日は決まって、連絡済みということでよろし

いのかなと思いますけれども、そのほかにも地場野菜を納入している地域の農業者さんがいらっしゃると思いますけれども、その方たちとは意見交換を実施したということでしたけれども、この方たちも給食センターに野菜を納入いただくという形になると思いますが、その方たちについても、現地での説明会というのは、もちろん予定されてると思いますが、それについて教えていただきたいのと、意見交換を11月にしたということですから、どのような意見が出たのか、またさらに今後もそういった意見交換会みたいなものを予定しているのかについて教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） まず、地場野菜、納入していただいている農家の方、同様に現地で説明を行いたいと考えてございます。

意見交換の際の意見ですけれども、例えば地元の農家の方からは段ボール納品をコンテナ納品にしたいと意見がありまして、そういったことは対応は可能ですということ。また、反対に今まで納品物で困ったことがあれば言ってほしい、その他、サイズが小さいものでも受け入れてほしい、そういった御要望をいただきました。サイズにつきましては、例えば小さいジャガイモなどは、皮むきや芽とりで食べる場所がほぼなくなってしまいますので、そういったケースがあることから、現在と同じMサイズ以上の納品をお願いいたしました。

また、今回行われた意見交換でございますけれども、今後も出席をとの話がありましたので、市といたしましてもお願いしたところでございます。さらに、新センターにつきましては見学をしたいと、そういったお話もありましたので、安定稼働後に実施したいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 意見交換会は、今後も実施する予定かについてと、教えていただきたいんですけども。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 意見交換会のほうでございますが、引き続き、基本的には毎月、給食センターから、来月は地場野菜、次はいつごろどんなものが大丈夫ですかという問い合わせさせていただいておりますので、その際に会議が開かれてると伺っております。そういった中で、取りまとめをしてくださってる会長さん含め、その都度、必要に応じて声かけをしていただけるということですので、ぜひお願いしますと、こちらからもお願いしてるので、出席していく方向でいきたいと考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 了解しました。

今の現場での説明会であったり、現地確認であったりというものを、ちょっと言葉尻を捉えるようで大変恐縮なんですけれども、やることを考えているという御答弁ですときてるんですけども、実際にもう予定、やることが決まっていることと、日程まで今すぐ手元になればいいんですけども、もう相手方にきちんと通知しないと、皆さんお忙しいので、あしたやるよで集まれるわけではありませんから、その考えているのではなくて、きちんとそれが予定されてて、もう先方にも伝えてあるという状況だということでもいいですね。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 4月の稼働に向けて準備を進めてまいりましたので、現在、先ほどの答弁と重なりますが、スケジュールに沿って計画どおり進めております。今の説明会などにつきましては、今年の8月、あるいは11月等、あとは納品時、随時、顔合わせはしておりますので、そういう中でもお伝えしたりしてはいるんですが、稼働間近となりました。また、現地も整いましたので、改めて交通安全等のための敷地内に納品の際には駐車して待機してくださいですか、そのような、特に交通事故に関する注意喚起、また車の待機場所なども現地で説明をしていきたいということで、改めての説明ということで考えております。また、関連し

まず調理の配膳事業者の責任者も、間もなく常駐するということになりますので、そうしますと納品時のシミュレーションや実際の配送事業者との連携したテスト、そういうものもより実地に向けて、実地での訓練、訓練というか実地での対応が可能となってまいりましたので、そういう意味で改めて実施していきたいということでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 実施していきたいと思っているということですので、多分まだ予定、決まってないのかなというふうに認識して。でも、先ほど申しましたように、もうセンター、使えるようになっていて、責任者の方が赴任する日付は決まっているわけですから、電話でもメールでも、じゃいついつに取引業者の方とこういうような説明会、現地での説明会を実施したいので、それ通知をしますということは、打ち合わせして決めることは可能だと思いますし、そうでなくても稼働に向けてはどんどん日が迫るごとに忙しくなってくると思うので、そういった協力していただくというか、外の業者さんに対してのアナウンスというものは、考えているだけではなくて、もう今3月ですので、そこはきちんとやるべきだと思います。日常的な納品の際にいろいろと、今度どうなるんだという、そういったコミュニケーションはとってらっしゃるようですけども、それ立ち話ですので、きちんとした中で情報が、全員が共通認識の中で進めることが、先ほど言った交通事故やいろいろなものの安全対策のまずベースになってくると思いますので、それはきちんとやっていただきたいと思います。

今交通事故の話、出ましたけれども、さまざま近隣の方との説明会のところにも、私、出席させていただきましたけれども、やはり事故を心配されてたりする方がいらっしゃるように記憶しています。交通誘導員の方というのは配置する予定なんですか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 交通誘導員の配置でございますけども、配置は行いません。新学校給食センターにおきましては、安全のために敷地内に歩道を設置して、また給食センターへ出入りする車につきましては、食材納品事業者及び給食の配送者ですね、こちらに限定されてることから、当該事業者のほうへは十分注意喚起を行いたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 日常的に交通誘導の方は配置しないということですけど、稼働からどれぐらいでしょうね、1週間だか2週間かわかりませんが、オペレーションが要するに落ちつく、一つの流れになるまでは多少混乱も起きると思いますので、その普通に安定した状態では要らないということかもしれませんけれども、開始当初については、誰が行くのかわかりませんが、市の給食課の方が行くのかわかりませんが、やはり納入される方もふなれなところで、全然こちらは意図とせず、どこかに何かぶつかっちゃったとか、わかりませんが、そういうようなことがあっても困りますので、ぜひとも安定的になるまでは何かしらのフォローをしていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。これは要望です。

今いろいろ種々、学校給食センター自体のお話を伺ってきたんですけども、新学校給食センターが稼働した後に、じゃ学校ではどうなるんだろうかというところを少しお聞きしたいんですけども、念願の個々食器というものが導入されるということで、子供たち、特に低学年の子などは、最初なれなかった、いろいろなことがあって混乱があると思うんですけども、特に低学年の子ですかね、そういったところで混乱が起きないように、具体的にはどのような対応をとってらっしゃるのか教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 保護者のほうにも、これまでも個々食器に変わる等の説明をしてまいりました。

各学校と調整をした中で、児童・生徒には実際の食器に、個々食器に、目で見て触れていただく、そういうことをしていただくとともに、また子供たちが実際の給食の配食の際に、保護者の心配としては、盛りつけ等で戸惑って食べる時間が短くなりませんかという質問がありましたけども、そういうことにも配慮して各クラスには盛りつけ表というものを配布してまいります。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 盛りつけ表、例えば小さいおわんには何を盛りつけるんだよってということなのかなと思いますけれども、どうなのでしょうね、やっぱり今、保護者の方からも、最初、戸惑って食べる時間がなくなっちゃうんじゃないかという心配の声が出るのも当然のことだと思いますし、盛りつけ表を見たからすぐ対応できるってものなのかなというのは正直な感想です。せっかくおいしい給食ができるという話を、今いろいろところで御答弁いただいて、期待しているところなんですけれども、それがせっかく、子供たちがそれを楽しんで味わって食べれるような体制づくりというものを、あと1カ月ありますので、学校の先生方、学校側とも協議をしていただいて、できる限りスムーズに、子供たちも給食を楽しめるような体制というのを、盛りつけ表だけで済むのであれば、それでいいですけども、もう一度ちょっとそこを再確認していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

その個々食器もそうなんですけれども、食育という点でいいますと、今まではプレートだけでしたので、いわゆる犬食い、おわんを持って食べるということが物理的に不可能だったと思いますし、これからはトレーがあって個々食器になるので、それこそ日本の左側に御飯、右側に汁物ということであったり、お箸とかについては、今までもできたのかもしれませんが、そういった、いわゆるマナーのようなことも食育の一環だと思いますけれども、せっかく個々食器になったわけですから、それらについてはどうやって学校で取り組んでいくのかってということなどについては、協議や話というものは進んでるんでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 個々食器に変わって、ようやく家庭のお食事の際と同じ形になるということが整います。ということで、むしろ例えば他地区から転校してきて、ワンプレートのお皿にちょっとカルチャーショックを受けたというふうな、以前、声もありました。そういう中では、ようやく日常の家庭での食生活、食事の風景と同じ風景が学校の中でも整ってくるということでございます。また、整うということでは、個々食器が毎日使えますので、箸の持ち方ですとか食べ方について、お昼のときに食育ということで教員の指導も入りやすくなる、そういう条件が整うということで、これからも食育については、このセンターの稼働を機に充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） さまざま、いろいろなメニューもできるようになり、個々食器も整い、食育という面においては環境は整ったというふうに思っております。この間、周年行事があったところの小学校を訪ねたときに、一緒に給食を食べさせていただく機会があって、とてもよかったなと思うんですけども、本当に時間が短いというのが率直な感想でした。準備をして、食べて、片づけて、たしか30分ですかね。食育というところで、例えば個々食器で配膳をして、それで食べる前に、例えばおわんの持ち方であったり、もしくはメニューの説明であったり、食材の説明であったりというような、その食育を充実させるとなると、今のこの時間で本当にいいのかなという素朴な疑問があります。学校給食の歴史で見ると、昔というか、子供に栄養をとらせるというか、そこから辺から始まったところから、今は食育のほうに重点が置かれているというふうに思うんですけども、そういった流れでいうと少し時間なども、今回の新学校給食センター、個々食器というところ

で見直したらいかがかなというのは、私からのこれは提案です。

先日、厚生文教委員会のほうで、別の項目で武雄市というところを訪れました。学校のほうに伺わせていただいて、学校の掲示物などを見てたときに、武雄市の時間割りは、1時間目、2時間目、3時間目、4時間目、5時間目、給食の時間、6時間目、7時間目というふうに書いてあるんですね、その時間割りが。要するに、給食の時間は給食の時間としてではなくて、食育を勉強する時間というふうに、これははっきり言って言葉遊びというか、その表現というか、それだけのことかもしれませんけれども、非常に食育には力を入れていて、市内全校が、要するに科目、科目的に、教科的に給食を5時間目というふうに位置づけて、必ずその給食のときに何か学んでもらうという体制をとっていて、そして40分という時間にしているということだったんですけども、当市でももしそういうことを検討した場合、実現は可能なかどうか教えてください。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** これまでも給食の時間に、教育委員会の訪問等でも子供たちと一緒に昼食をとるというような場面もあります。新センター稼働後に、個々食器に変わった後はどうなるかというのも、非常に直接目で見たいという部分もありますし、また日々の学校からの情報ですとか、そういうものをもとに必要なに応じて校長会とも意見交換をして、よりよい食育のあり方というものは常に考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**15番（和地仁美君）** 例えば給食の時間を10分延ばすと、下校の時間が10分遅くなるというようなこともあるかもしれませんが、変な話、給食の時間を5時間目と位置づけるということは、お金のかかることでもありませんし、その食育や子供の教育に対する取り組み方を示すという上では、非常にいい案ではないかなというふうに思いますので、ぜひとも取り入れる方向も検討していただければというふうに思います。

学校給食センター、約30億円というふうに建設費かかりまして、それで市でもとても大きな事業という投資になってると思いますから、今までマイナスだったところが、環境としてはゼロ、もしくはプラスというところになったと思いますけども、本当に子供たちのことを考えてやってる事業というところは、ソフト面であったりとか、そこの給食をつくるとか、提供するという先のところにあると思いますので、この投資に対してこれだけの効果が出せるというところを、丁寧に何か可能性を見つけながら進めていくことで、この大事業にかけたお金も生きてくると思いますので、ぜひともそういった積極的な方向で子供たちの給食の充実、それは内容だけじゃなく食育の面も含めやっていっていただきたいと思います。

最後に、1点だけ。今回、給食センター、見させていただいて、これからはお米の炊飯も自前でできるようになったという、非常に大きなサイロも見せていただいて、こうやってお米が炊かれるんだなというところも見させていただきましたが、私も何回か取り上げておりますし、ほかの議員の方、もしくは先日の代表質問のほうでも他会派の方、言っておりましたが、友好都市の喜多方のお米を、自前で炊飯もできることになったので、ぜひとも導入について検討して、もしくは実行していただきたいと思うんですけども、その御予定はあるでしょうか。

○**給食課長（斎藤謙二郎君）** 喜多方米の使用でございますけども、今現在のところ使用につきましては予定してございません。昨年、実施されました放射性物質全量検査において、全ての玄米から放射性物質は検出されなかったという情報は聞いております。ただ、流通経路や価格、そういった課題があることや、保護者のほうからは最初に子供たちの口に入る学校給食に活用するのではなく、例えば市内で広く消費されるようになってからとか、そういった学校給食で再開してもよいのではないかと、そういうときによいのではないかとという意見

もでございます。引き続き情報収集を行わせていただいて、慎重に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 学校給食では、福島産の野菜、使ってますよね。それとの違いについて教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食でも一部使っております。ただ、福島の野菜ですね、違いと申しますと、大きな違いは確かにはございません。ただ、同じように放射能検査、市のほうでも実施させていただいて、一部、本当に一部でございますが、使わせていただいております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今の御答弁だとちょっと違い、わからないんですけども、違いが説明できないんだろうなというふうに受けとめます。お米から放射性物質が全袋検査して——それで、検出されてないという科学的な根拠がある以上の状況の確認というのは、それっていうのは数字であらわせないで、誰かの感覚で決めるということになると思いますけれども、その情報収集して、何を検討して、どうなったら友好都市、喜多方のお米を使えるようになるのか。価格の面があるということがありましたけれども、先ほどの食育という観点でいうと、郷土料理、季節の行事の料理というのと同じで、全部の米飯給食のところに使うのではなくて、例えば友好都市、喜多方のことを知る機会というような機会を捉えて、価格面のことがボトルネックになってるのであれば、何かしらその価格だから、だめだから全部やらないということではない対処の方法もあると思うんですが、どういう状況になったら使えるのかということを、客観的になるほどなと思えるような、そういった道筋というか、その状況についてはどういうふうにお考えになっているのか教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 喜多方のお米につきましては、先ほどお話がありましたように、昨年、初めて全県における全袋の調査の結果、放射性物質が検出されなかったということで、以前、2年前とは状況が変わってきたということも承知しております。東大和の学校給食で、考え方としては、以前、やまと妹^{まい}というブランドのお米を一部使わせていただきました。その際には、当時の姉妹都市^{まい}という言い方でしたが、姉妹都市のお米であるということもお伝えしながら、子供たちに食べてもらってます。当面、情報の収集という中では、一つ安全ということでは科学的な根拠が手に入ったということはありません。あとは心の面の安心ということだと思いますけれども、保護者の方からは、例えば市内のまずは大人が、選択権がある中で福島の、あるいは喜多方のお米を店頭と並んでいるのをどんどん消費していくというのが、風景といいますかね、そういう状況ができてから給食に使ってもいいんじゃないかという声もあります。あとはその際には、給食で喜多方のお米を使うにしても、価格面でのやはり高さがいいと思いますかね、ありますので、課題について考えますと、全部を使うのではなくて、一つの目標としては再開ということで、当時のやまと妹^{まい}のような一部の使用というものが一つの当面の目標かとは思いますが。あとは安全、そして安心ということで、物に対しての心の面ですので、さまざまな考え方が保護者の中にもありますので、また学校や保護者等、意見交換をする際に情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 先ほど私の答弁の中で、一部誤りがございましたので訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど福島の野菜のほうを使っておりますというような内容の答弁をいたしました。が、実際、今現在、福島の野菜、基本的には使用してございません。

以上でございます。

○教育長（真如昌美君） 福島県産のお米を使うということにつきましては、相手先が友好都市でもあることから非常に苦しいところではあるんですけども、これからは保護者に対して積極的に情報提供、これまで以上に進めていって、そして御理解をいただく努力をしながら、今後、前向きにその取り扱いについては、教育委員会でも考えていきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 科学的というか、数字で出ていないということは誰が見ても同じ現実というか、真実なわけですから、それをもとに、それ以外のこと、いろいろ心情のことと言っちゃうと、以前の一般質問でも私、こういうふうに、いじめと同じ根拠のないところでのね、それこそ風評被害の大もとというところはそういうところになると思えますので、そこはやはりきちんとした真実に基づいて、物事は進めていただきたいなって思っております。

一方で、そういった状況ができれば、いわゆる世の中の的、そういった状況ができれば取り入れたいという御発言もあったかと思えますけども、うまかんべえ〜祭では出店業者に、喜多方のお米を使っているところがあると、出店業者というか出店者ですね——もあると思えますし、それを使ってもらいたいという話をされたというようなことも耳にしましたし、農業委員会さんのほうで喜多方のお米を売っているというようなところも毎年、目にしているところです。

例えば友好都市という形で、日常的に食べて、それでおいしくて安全だということを、そういった状況をつくるということに関しては、例えば市役所の食堂などでも使っていないんじゃないかなと思えますが、この友好都市のお米を給食に使えない、そして安全だということがわかっているというような状況に関して、市長は友好都市の関係というのを、どのような形で考えてらっしゃるのか、お米の導入についてはどういうふうなお考えを持っているのか、最後にお聞きしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 喜多方のお米につきましては、喜多方の山口市長は、大和にお見えになったときに、市長、直接お話しもさせていただいております。そういう中で、やはりお子さんに対するというところで最初お話があって、そこについてはなかなか、確かに風評被害の解消に大和も協力したいという気持ちは持っているけども、お子さんが先というのは、なかなか保護者の心情からすると難しいんですよってお話しもさせていただいて、山口市長も、それはそうだねというお話をいただいた経緯もございます。

そういう中で、今お話がありました、市内では釜飯に喜多方米を使ってもらったりと、少しずつではございますけども、そういった販路が拡大をしつつあるのかなと。それを皆さんに、やはり情報を提供することによって、おいしくて安全なお米だなというのをわかっているようなことは、東大和市としては引き続きそれを拡大する方向で進めればというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 向こうの市長とも、そういう話をしているところで、私は逆にその喜多方の市長

だったら、そういう返答をせざるを得ないというふうなところで、心情を察するととても何とも言えない気持ちになります。

今市内の飲食店のほうでも使っていただいたりということで、そういった状況、努力してるということですが、まずは足元の市役所の食堂で使っていただくということを、まず自分たちでやるというふうにするのが当然の姿勢じゃないかなと思いますので、これは御答弁、結構です。私からの要望です。市役所の食堂でも出して、とても安全でおいしいというような状況ができれば、また給食への導入のステップアップに、後押しになると思いますので、ぜひともこちらは要望として伝えさせていただきます。

給食センター、非常に期待しておりますので、新給食センターができたことにより、市内外にアピールできるような、いろいろいいことが年に何回か聞かれるような、そんなような新しい事業のスタートとしていただきたいことを願ひまして、こちらの質問は以上で終了します。

続きまして、市の資産管理状況についての再質問をさせていただきますが、先ほどの市長答弁では、主な流動資産は現金及び預金ということできちんと管理されている状況についても御答弁いただきましたが、新公会計制度において、私の認識では1年以内に現金化または消費される資産が流動資産だというふうに考えていますが、これで間違いないでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） 市が保有いたします現金、預金につきましては、新地方公会計制度におきましても流動資産として計上することが見込まれます。

以上です。

○15番（和地仁美君） いやいや、それはそうなんです。そうじゃなくて、1年以内に現金化される、もしくは消費されるものも、資産も流動資産というふうに新公会計ではなっているというふうに私は思うんですけども、その点についての私の認識、間違っていないですかという質問です。

○財政課長（川口荘一君） 大変失礼いたしました。

保有する固定資産を売却する場合の過程ということでの御説明になりますけれども、売却した時点で会計処理を行います。その際、売却前は固定資産として整理してたものが、売却後は現金がそのまま残れば流動資産ということで整理することになることが見込まれます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 新公会計制度において、じゃ今のお話ですと、固定資産を売却して、それが現金に形を変えると、現金ですから流動資産になるという、それだけの話、御答弁だったと思うんですが、現金、先ほど私、1年以内にとというような話をさせていただきましたが、具体的に仮に現金及び預金以外の流動資産というのは、新公会計制度においてですよ、あるとしたらそれはどんなものがあるのか、それらの管理方法はどうか、教えていただきたいと思います。

○財政課長（川口荘一君） 現金、預金を除く新地方公会計制度、現金、預金以外ということでございますけれども、主に市税などの滞納額、これ未収金に区分されます。それと金融機関に貸し付け、預け入れなどを行っている貸付金、これは短期になろうかと思われま。それと現在、会計処理上、行っておりませんが、販売目的の商品等ですね、仮に将来的に管理する、棚卸資産として管理するような場合は、流動資産ということになるものと思われま。

以上です。

○15番（和地仁美君） 同じ認識でよかったなと思います。

固定資産についても台帳が整うという形で、御答弁の中でも台帳で管理してって減価償却するようなお話あったと思うんですけども、土地・建物というようなお話がありました、行政サービスを提供するために長期にわたって使用もしくは利用するものとして、それで物理的に存在して実態を持つ資産は有形固定資産という形になると思うので、例えば車両とか、そういったものも入ってくると思いますが、いかがでしょうか。

○総務管財課長（中野哲也君） 今の御質疑の車両の取り扱いでございますけれども、今現在、物品管理システムに登録をいたしまして、物品管理規則に基づき管理をしているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（川口荘一君） 私のほうからは、新地方公会計制度での取り扱いということで御説明いたします。

車両等を購入した際に、仕分けということになりますけれども、取得価格、50万円以上を想定しておりますけれども、有形固定資産に仕分けすることになると考えられます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 有形固定資産については、もちろん台帳で管理される予定、予定というふうに言えばいいんでしょうか——だと思えますけれども、この有形固定資産についての台帳というのはいつごろできるか、予定があれば教えてください。

○財政課長（川口荘一君） 有形固定資産に関する台帳管理ということで、私のほうでは新地方公会計制度の導入に向けて、現在、固定資産台帳を整備しておりますので、その固定資産台帳の整備につきましては、現在、平成27年度までに取得した資産に関しては、平成28年度、今月末に台帳のほうの整備が完了するというところで、現在の状況でございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） では、ほかの議員の答弁からで、たしか下水を除いた固定資産台帳ができるという答弁あったと記憶していますが、今の御答弁というのは、その車両とかの有形固定資産も含めた台帳で下水道以外というふうに捉えていいんですか。

○財政課長（川口荘一君） 平成28年度末に整備します固定資産台帳に関しましては、公共下水道の資産等を除くもろもろの有形固定資産と言われるものの固定資産台帳が整備されるということでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 了解しました。

そうしましたら例えば車両とか、そういったものも、もちろん土地・建物を含めてという台帳ができるというふうに理解しました。

流動資産、固定資産という形で、今の公会計と新公会計では大分扱いが——扱いというかですかね、もう少し新公会計のほうが見える化するような形になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、刊行物について引き続きお聞きしたいんですが、今回、資料請求というものをさせていただきまして、市長答弁ではその種類の数は67件、67種類と言えいいんですかね——ありますというふうに、それだけ御答弁いただいたんですが、その67種類の種類と売価と在庫の数というものを全部資料で出させていただきました。この刊行物に対しての資料を見させていただきますと、大きく言うと3つの種類という形に分別できるのかなというふうに思いました。

例えば1つ目は、総合計画とか予算書とか決算書のような、行財政運営で必要な書類というか資料というか、それを業務上も使っていて、それに対して市民などにも情報公開をするというような性格のものですね。言い

方を変えると、最近ですと市のホームページにもPDFのデータで載っているの、それを冊子として購入しなくても、インターネット環境や、そういった環境のある方は、ホームページで、インターネット上でその内容が確認できるというような種類のもの。

2つ目は、行政では何と呼ぶのかわかりませんが、先ほど御答弁で棚卸しの商品、将来的に販売するようなという話が出ましたが、これ何と呼ぶのかちょっとわかりませんが、一般的にいわれる製品、自分たちでつくったもの、もしくは仕入れて売る目的で持っている商品というような性格のもの、この一覧表の中にはあります。言いかえると書籍的なものですかね、里正日誌とか東大和市の市の歴史のことを書いてあるとか、そういった販売をする本のような、そういったもの。なおかつ、それらは販売期限がないというふうに、この一覧表では書いてあります。

3つ目は、いわゆる世の中的に金券と呼ばれる切手、こちらが載ってたかと思えますけれども、それぞれの作成部数の決め方のルールであったり、この販売単価の決め方のルールというものが、何か統一的なものがあるのではないかというふうに思うんですが、先ほど言った資料のようなもの、書籍のようなもの、そして金券と言われる切手、この3つの作成部数の決め方と販売単価の決め方のルールがありましたら教えていただきたいと思えます。

○企画財政部参事（田代雄己君） 全庁的な統一したルールというものは、現在いずれも持っていないところでございます。それぞれの所管部署で対応しているということで認識しております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） それは単価の決め方も、つくる部数の決め方も、両方ともルールがないという御答弁でよろしいですか。

○企画財政部参事（田代雄己君） そうですね。作成部数のほうも、販売単価につきましても、庁内で統一する基準というのは持っておりません。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 担当部署で決めているということですが、皆さんもお手元にその資料があるのかなと思えますが、例えば先ほど言った2つ目の販売を目的とするような書籍、いわゆる本のようなものの種類のいただいた資料のナンバー41番、「東大和市史通史」というものがあります。これは販売単価が4,000円、在庫部数が1,118冊。それを乗した在庫金額としては447万2,000円にもなるんですね、こちらの在庫。これはいつ作成して、例えば大学とか研究機関、全部で、これ表を見ますと2,000冊つくったってなってます。2,000冊をつくって、研究機関とか図書館とか、必ずその配置しなきゃというか、あとは寄贈したりするような部数というのは、2,000冊つくったうちのどれだけをそれで消化をして、実際に販売したのは何冊で、その結果、今1,118冊、残っているっていう、その状況について教えていただきたい。そして、いつつくったのか教えていただきたいと思えます。

○社会教育課長（村上敏彰君） 「東大和市史通史」につきましては、平成12年3月の作成でございます。一般的に市の刊行物の作成の際には、必要に応じて大学などの研究機関、あるいは図書館などに寄贈を行ってございます。こうした処理は、発刊してすぐ行っておりますので、「東大和市史通史」につきましては、平成12年3月の発刊ですので、当時の処理をした文書につきまして、既に文書保存年限が過ぎておりますことから、寄贈冊数については正確な数は把握できてございません。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 在庫があるのに台帳がないという御答弁だったというふうに受けとめます。

2,000冊つくって、手元に来て、何冊寄贈して、残りを何月何日、誰々が売って2,000円、現金が入ってきたというやりとりは、普通は在庫がある限りやり続けていっているんだらうなど、私以外、多分市民も、ここにいる方も、結構それが当然だというふうに考えるというふうに私、思うんですけども。要するに2,000冊つくって、その寄贈とかしたり、どこか図書館とかに置いたのが何冊かもわからない。何冊売ったかもわからないけれど、今現在1,118冊あるというのが現状だと思います。これ平成12年の3月に作成したということですが、こちら67つのリストを見ると、結構昔につくったものもあるんじゃないかなど。今回、資料請求したときに、作成年月日を資料請求の中にデータで要望しなかったのちょっと間違っちゃったなと思ってのんですが、そこでこの67種類の中で、作成した時期が古いもの、古い順に5つぐらい、ちょっといつで、どれなのかというのを教えていただけたらなと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今回この資料請求に当たりまして、企画課のほうで取りまとめましたので、そこでわかる範囲でお答えしたいというふうに思っております。

一番古いものは、58番の「鹿島台遺跡」と61番の「東大和市古文書目録」の1番ですね、こちらは昭和56年の3月に作成しております。次に古いのが57番の「東やまとの生活と文化」で昭和58年3月、その次が63番の「東大和の屋敷神第一集」で昭和59年の7月、その次が56番の「東大和の地藏信仰」で昭和59年の12月ということになっております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 一番古いのが昭和56年という形で、昭和56年からずっと在庫を管理してらっしゃるんだなというふうに思います。この67種類、先ほど言ったように総合計画とか実施計画とか、その期間が決まっているものは販売期限のようなものがありますので、この決まっていないものは、1回つくったらずっと在庫管理をしなきゃいけないものだと思いますけれども、在庫管理の上では、必ず行うこととして実地棚卸、棚卸しというものをされると思うんですけども、そのルールについてはあるのかどうか。定期的にこの棚卸監査、実地の棚卸しの監査、立ち会いのもとで行っているのか、この棚卸しについてのルールを教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） この棚卸しにつきましても、庁内では統一したルールはございません。所管部署のほうで、適宜在庫確認を行ってるというふうに認識しております。また、そのときに監査と今お話もあったと思うんですけども、監査担当の職員は立ち会っておりませんが、ただ市のほうで事務監査ということで、監査委員の皆様による監査を受けることがございます。そのときに、その部課のほうで刊行物、保管しておりますので、そのときに事務監査という形で在庫確認を受けることもあります。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 棚卸しのルールがないということで、まあわからないですけど、半期に1回とか期末に1回とか、そういう形で私やられ——「期末」って言い方しませんね、「年度末」という言い方ですね。そのところでやるのかなと思ってましたが、やってるかもしれないし、やっていないかもしれないし、それは各担当の部と課に任せているということだと思うんですが、では帳簿棚卸しというか、理論値の棚卸しだけで済んでいる可能性もあるという認識でよろしいですか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 一般的に、私どもは在庫確認をする場合には、やはり倉庫に出向いて行って、その台帳の残と、その冊数を確認してると思っておりますので、基本的にはそういう対応をとってるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 思っているということで、ルール化されていないわけですから、確認をする必要もないということだと思います。今はいわゆる公会計でやってますけれども、新公会計になってくると、一番メリットとして挙げられるのが、いわゆる資産が見えるようになるということだと思うんですけども、この67種類の刊行物、言ってしまうと販売できて現金化できるものを、67種類、庁内では持っている。それについて棚卸しは、各部や課でルールは決めてやっているだろうっていう、その67種類の在庫の確認をしている状況を一まとめに取りまとめてチェックをするような担当部署というか、そういったところはあるんでしょうか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 庁内で所管するようなもの、物品管理規則上は消耗品関係も物品に含まれて、その関係で、その物品管理規則を見ますと、一定の統括をする部署があるというふうに認識しておりますけれども、現在それぞれの部課で専任にそれをやってくれるような部署はないということになっております。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 済みません、今消耗品についてはあると思うんですけどもという御答弁あったんですが、消耗品ということ、この刊行物は消耗品だということを含んだ答弁ということでもいいですか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 物品管理規則上の区分が、備品や消耗品というそういう区分になっておりますので、そういう意味では備品の金額を下回るようなものについては、消耗品という管理の方法もありますので、そういう意味では物品管理規則という規則があるということになっております。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 現行のルールでの御説明だったと理解します。であれば、さっき古いものを、昭和56年という話があって、67種類の中には、それぞれの部と課が管理をしているので、それぞれの部と課が決めた保管場所で保管をされている。その保管の状態によっては、昭和56年から持っているわけですから、例えば一番上の本が日にやけてしまって劣化した。もしくはページが湿気を吸ってしまって、ふにやふにやしてしまったというような、いわゆるまともな——まともなっていうんですかね、正価では販売するにはちょっと忍びないという状態になっているものも、現実問題では出て仕方がないと思います。それに関しては、この棚卸しのルールがない中で、1、2、3、4と何冊あるんだって数えて、その状態を見ているのか、見てないのかもルールかないので多分わからないと思いますが、その劣化したものとか販売期限——まあ劣化したものですね、これちょっと売ってというのは難しいなっていうものを捨てたり、捨てたり処分するのわかりませんが、そういったそのものに対する対応のルールというものはあるんでしょうか。

○企画財政部参事(田代雄己君) こちらも庁内で統一したルールはないところでございます。それぞれその劣化状況を把握する中で、各部署のほうで対応しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 捨ててるって可能性もあるという答弁でよろしいですか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 販売できないようなものであると、やはりその廃棄ということも考えられるのではないかとというふうに思います。

以上でございます。

○15番(和地仁美君) 以前の決算特別委員会でしたかね、私、テレホンカードのことを取り上げさせていただきました。行政報告書には、毎年、販売をしたものの数は載ってるんですけども、在庫の数が載っていない。どれだけ在庫があるんですかと確認したら、結構な額のテレホンカードがありました。今このテレホンカ

ードが販売できないような時代になったにもかかわらず。それを、市役所のほうでは電話代に転用って言うんですかね、もうテレホンカードというものは世の中に販売してますよって言っても売れないのであれば、これを無駄にするわけにはいかないから、市の電話代に転換して、それは処理をされたってという報告も受けてます。

先ほどからのこのルールはない、捨てるかもしれないというような答弁を聞いてますと、私はこの刊行物というものに対してのその正しい数字というものは、責任を持って管理すべきだと思いつつも、そういう状態にはなっていないなというふうに感じます。

先ほど一番金額が多かったナンバー41は447万2,000円、単体であるという話をしましたが、今回、表をいただきましたので、全部の合計の在庫額を計算してみました。この在庫額、全部で4,090万3,820円で、無限のもの、無限のものの中でも、ちょっとこの性格上、地域防災計画は有限のものと同じだなというふうに、私、勝手に判断しまして、ずっと売れるというふうになっているものの在庫の金額は4,031万円というふうな大きな数字でした。でも、これに関しては取りまとめるところもないし、棚卸しのルールもないし、廃棄のルールもないって状況だということを確認させていただきましたが、新公会計制度を導入した際に、これらの刊行物はどのような科目で計上される予定なんでしょうか。

○**財政課長（川口荘一君）** 新地方公会計制度を導入した場合の刊行物の取り扱いということでございますけれども、新たな公会計制度におきましては、まず棚卸資産というような区分が設けられております。これから市が取得するような刊行物、また過去に取得した刊行物を、その棚卸資産として整理するような場合は、整理するような場合は流動資産の一部ということになってまいりますので、そういった関係で例えば貸借対照表上の資産の一部として計上されることになると見込まれております。

以上です。

○**15番（和地仁美君）** 棚卸資産として計上する場合はというような、まだ決定していないような答弁でしたが、これって決定って各自治体がするんでしょうか、それともその取り入れた方式の中で、もともと決められている、どういうふうにしてそこに計上するかどうかは決定していくんでしょうか。

○**財政課長（川口荘一君）** 新地方公会計制度を進めるに当たって、現在、固定資産台帳の整備を進めているということで御説明をいたしました。この固定資産台帳と棚卸資産に計上する資産というものは、別の管理になってきます。まず財政担当では、固定資産台帳の整備を進めるということで事務を進めてるわけでございますけれども、その後、こういった刊行物を棚卸資産として計上するかどうかというようなことに関しては、将来的な検討事項ということで現時点では考えております。

以上です。

○**15番（和地仁美君）** これらの刊行物は、例えば東大和市の歴史に関するものであったり、文化に関するものが中心だと思うんですけども、これらを作成するための費用ってのはどこから出ているというか、私は税金だ、主に市税だというふうに思っておりますが、それで間違いないでしょうか。

○**財政課長（川口荘一君）** 各刊行物の作成に当たりましては、それぞれの年度で、歳出予算で計上しております。その財源は、大きく捉えれば議員さんのおっしゃるとおり税金というような認識でございます。

以上です。

○**15番（和地仁美君）** 今ここにいらっしゃる方は、それを引き継いだだけだというふうに思ってる方も正直いると思います。昭和56年に2,000冊つくったのは、どうしてそれを2,000冊つくって、この値段になったんだろうって思ってる部分はもちろんあるかもしれませんが、先ほど言ったように、今回いただい

た資料の在庫の金額は4,000万円という大きな金額です。税金を使って、自分たちでルールのない中で、これだけつくったらいいんじゃないだろうか、このぐらいの値段で売ったらいいんじゃないだろうかというふうに、勝手にと言うとちょっと乱暴な言い方ですけども、そういうふうに税金が使われて、それを本の形になったら、それは本の形ではありますよ、ただそこに値段があって売るという前提であれば、それはお金が積んであるのと同じなんですよ、市民の税金が。それに対して棚卸しのルールがない、棚卸しの廃棄のルールがない、出納もあるのかどうかかわからないというような管理の状況は、それはずっと今までの流れの中でやってきたのかもしれませんが、新公会計制度もあることですし、そもそも論として、そうした刊行物を取り扱う上での意識の問題というところを、ぜひ改善していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。棚卸しのルールや在庫、そして棚卸評価損とか、廃棄をしたときには、これは3,000円のを捨てたら3,000円の税金を捨てるということ、誰が判断できるのか、どうやったら廃棄していいのか、そういったところをルール化すること自体が、市民に対してきちんと説明責任を果たす第一歩だと思うんですけども、それに対してのお考えをお聞かせください。

○企画財政部長（並木俊則君） 今、刊行物等の内容をもとに、いろいろと新公会計制度の制度的なもの、あるいはその仕分けのこと、さきにはある固定資産台帳は、ある程度のは平成29年3月中に、今年度中にそろえはしますけれど、その後のいろいろな運用については、事細かなものもまた出てくる可能性もあるということで、日本全国で今、新公会計制度のいろいろな導入といった中で、東大和市も国全体で進めている財務書類等の平成29年度の提出、そういったものを今後視野に入れてというところの今この状況でございますので、今、和地議員のほうでおっしゃいました一つの資産として考えた場合に、刊行物も含めた場合に統一的なルールが今現在ない。そういった中で、今後いろいろな制度のもとでは必要な部類は出てくるんじゃないかと。そういうふうなことは、実際おっしゃってるとおりだというふうに思います。

東大和市としましては、現実的に今まで大きな問題がなく、今までいろいろな資産のものについて、適切な管理運営に努めてきたところがございますが、いろいろと在庫についてはたまる部分の刊行物もございまして、そういった状況を踏まえまして、それぞれの制度に合わせた中で一つ一つ、必要なものについては考えていかなきゃなりませんし、また国から求められてるもの等を含めまして、東大和市としてそのようなルール化、決まりごとを持たなければ処理できないような内容については、一つ一つ検討しながらやっていかなきゃいけないというふうには思っております。ただ、すぐにそれが決まり、制度ごとのもの、あるいはルール化というのが、なかなか今、視野の中には入っていない部分もございまして、前を向いた中で、先を見通した中で必要なことについては対応していくというのは常に思っておりますので、今後もそのような考えで対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今部長のほうから御丁寧な答弁いただきましたけれども、新公会計制度について、今回、別の議員も取り上げていた中で、御答弁の中で事業ごと、施設ごとの、いわゆる内容が詳細に分析ができるようになるのがメリットの1つ。それから、準備としては職員の知識と意識を変えていかなければいけないというような御答弁があったと思います。今回も刊行物というとても細かいことを取り上げさせていただいたんですけども、もちろん新公会計制度になったらとか、今までこの庁舎内にどれだけの資産があるんだというのは、先ほど述べたようにテレホンカードのときから実はいつも気になってはいたところなんです。今回こういう形になりましたら、思いもよらぬ4,000万円以上というそういう額になったので驚いて

るんですけども、その新公会計制度で棚卸資産として計上するかどうかというのは今後の検討だということですが、検討の上、資産、どこにも載せずに、いわゆる消耗品なのか、費用という形でやるのかわかりませんが、そうするとずっと見えないんですねって思います、この刊行物。ずっと見えないまま、ずっと誰の責任の所在もないまま、チェックをする部署もないまま、そうやって4,000万円というような積み重なった税金が、本の形になったものが、この中にあり続けるという状態が続く可能性があるとは私は心配しています。

新公会計制度を取り入れようが取り入れまいが、そういったものの管理に対する意識というものを、この機会にぜひ改めていただきたいですし、棚卸しというものは年に1回は私はすべきだと思いますし、それを売価にしたら幾らあるんだ、売れないものについてはただ積んでおけばいいのか、捨てるときには3,000円の売価がついているものは誰が捨てていいと決めるのか。つくったときで、もうおしまいじゃないんですよ。それはもとは市民の税金ですし、そこら辺の意識改革ということ、ルールを整えていくことを含め、ぜひ実施していただきたいと思いますが、市長の御所見を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 今いろいろ御指摘を賜りました。今回の非常に67に対する資料をお出しをさせていただいて、一覧にして集計をすると4,000万円ということで、これ過去、つくるときにはこういうものが必要で、どうつくろうかというのがどうしても中心で、それをつくった時点でほっとしてしまったというのは、過去にはあったのかもしれませんが、正直言いますとね。あとはつくるときにどれだけお金がかかって、それを有償で頒布する場合は、基本的にはかかったお金ぐらいいはということで、決めているものが多かったように思っております。ただ、ある部数をつくると割安でできるかというようなところで、本当に皆さんが欲しがっている数と少し離れちゃってるのも、これ見るとあるのかなと思っております。そういった中で、これを適正に管理をしてきているのは間違いないんですけども、全庁的に一括して管理してる部署がはっきりないというようなものが、本当に適切かどうかということは、必ずしも一番いいやり方だというふうにも思いませんので、新公会計を機に、もう一度見直して、職員もそここのところの認識をさらに持った中で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 長年の積み重ねですので、これをいいきっかけに、今後の先に向けた体制づくりを整えていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 二 宮 由 子 君

○議長（関田正民君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

〔5 番 二宮由子君 登壇〕

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成29年第1回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

自転車は、お買い物や通勤、通学、子供の送迎など、日常生活における身近な移動手段であり、近年の健康増進の高まりから、スポーツやレクリエーションなど、自転車に乗ること自体を目的とした利用者もふえています。また、高齢化の進展から自動車の運転に不安を感じる高齢者の方の利用や、最近では自転車を取り巻く環境も大きく変わり、地球環境に優しい、クリーンでエネルギー効率の高い交通手段として自転車の価値が再認識されるなど、私たちの生活において重要な役割を担っているといえます。

当市でも、市民の皆様が自転車を身近な交通手段の一つとして利用されており、その結果、駅周辺などには多くの自転車が集中し、自転車等駐車場の収容台数の不足や放置自転車の増加など課題を抱えています。市としても、公共自転車等駐車場の有料化を実施することで、受益者負担の適正化を図り、安全性、利便性、快適性の向上に向け、質の高いサービスを提供するための自転車等駐車場の整備に向けた取り組みが行われております。有料化に伴い、無秩序な放置自転車が增加する傾向にあると言われておりますので、放置防止に向けた取り組み強化が必要であります。自転車等駐車場を御利用されている方々に混乱が生じないよう、利用者の立場に立った整備の推進が重要ではないかと考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、「各駅周辺の公共自転車等駐車場整備計画」について。

ア、計画の進捗状況は。

イ、パブリックコメントの実施結果は。

ウ、「各駅周辺の自転車等駐車場整備計画（案）」からの修正など見直しは。

エ、各駅ごとの自転車等駐車場の整備及び課題は。

オ、放置自転車等の対策は。

カ、近隣市の協力は。

キ、今後の課題はなど、お聞かせをいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくご願ひ申し上げます。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、各駅周辺の公共自転車等駐車場整備計画の進捗状況についてであります。各駅周辺の公共自転車等駐車場の整備に向けて、関係機関等との調整や実施スケジュールの検討を行っているところであります。

次に、パブリックコメントの結果についてであります。平成28年8月に作成しました各駅周辺の自転車等駐車場整備計画（案）について、平成28年9月15日から10月14日までパブリックコメントを実施し、3人の市民の方から12件の御意見をいただきました。平成28年11月に、その御意見に対する市の考え方をホームページに公表しました。

次に、各駅周辺の自転車等駐車場整備計画（案）からの見直しについてであります。本計画の策定に当たりましては、パブリックコメントの御意見を踏まえ、自転車等駐車場の設置箇所を見直すとともに、各駅の計画収容台数を改善し、利用料金案の設定を追加するなどの修正を行っております。

次に、各駅ごとの自転車等駐車場の整備及び課題についてであります。整備につきましては各駅周辺の公共自転車等駐車場の開設予定時期に合わせ、整備方針を検討しているところであります。整備の実施時には、利用者の方々に混乱なく駐車していただくために、適切にお知らせ等を行っていくことが大切であると考えております。

次に、放置自転車等の対策についてであります。各駅周辺の放置禁止区域を拡大し、放置自転車の撤去作業を強化してまいります。また、撤去手数料を改定し、放置抑制を促すとともに、違法な駐車に対し厳しく対応してまいります。

次に、近隣市の協力についてであります。市が整備する公共自転車等駐車を近隣市の市民の方も利用するため、市域内に自転車等駐車を設置していない隣接市に対しましては、用地借上料の応分の負担や、放置自転車対策についての連携を図っていくことを協議しております。

次に、今後の課題についてであります。本計画を実施する際には、自転車等駐車の環境改善を図る上で、駅から近距離の自転車利用の抑制を推進する必要があるとともに、利用者の方々の混乱を招かないように整備することが大切であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、各駅周辺の公共自転車等駐車整備計画についての計画の進捗状況はについてです。

関係機関との調整や実施スケジュールの検討を行っているとの御答弁をいただきました。そこで、その関係機関との調整内容と結果について伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 本計画につきましては、平成29年1月10日に策定させていただきました。その後、計画の情報提供を、近隣市に情報提供しております。立川市、小平市、東村山市、武蔵村山市ですね。それから、東京都道路管理者、水道局、それから西武鉄道株式会社、多摩都市モノレール、また警察署、消防署、その他、自転車等駐車対策協議会に説明をさせていただいてます。それから、公益財団法人自転車駐車整備センターにも、計画の情報提供をさせていただきました。それから、シルバー人材センター、それから駅利用の高校等にも情報提供しております。

また、自転車駐車整備センターとの打ち合わせを、不定期ではありますが何度か行っております。整備工事の内容、またスケジュールの調整ですね。それから、ここも協定に向かいます協定の内容について、それから料金案の引き続きの検討、それから定期利用の詳細方法などを打ち合わせをしております。

それから、東京都との打ち合わせでございますが、まず道路管理者と打ち合わせをさせていただきまして、整備施設の専用物件の確認をさせていただいてます。それから、水道局ですね、これ武蔵大和駅の関係でございますが、臨時仮設駐車場の折衝を行いまして、借用が可能となった結果でございます。

それから、近隣市との調整につきましては、武蔵村山市と土地賃借料負担金、それから駐輪指導員の確認を行っております。また、東村山市に対しましては、土地賃借料の負担金の要請を行っております。現在、回答待ちになってございます。それから、民有地の地権者の方と土地借用の覚書を締結したところでございます。その他、細かいことも行っておりますが、主な内容についてはこのような形でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今細かく御答弁いただきましたけれども、情報提供ですとか打ち合わせですとか、さまざまな関係機関と調整されていますけれども、中でもこの料金案の検討について伺いたいんですが、その運営管理者によって利用料金が異なるというのは、実際に利用されている市民の方の混乱を招くおそれもありますので、そこでその利用料金設定の統一化というのが図られるかどうか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市が設置する公共自転車等駐車場につきましては、現在は案ではございますが、全て同一の料金の予定でございます。西武鉄道の運営箇所につきましては、西武鉄道さんの独自の料金設定ということで今話が進んでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) というと、市が設置する公共自転車等駐車場、全て同一料金、これは整備センターですか——が運営するものに関しては同一料金だけれども、これ西武ですか、民間ですよ。民間企業が設置する箇所については、料金が異なるという御答弁でいいんですよ。そういうふうに理解させていただきます。

民間企業にとっては、その経営面というものを第一に考えるので、料金設定の統一というものは非常に難しいかもしれませんが、料金に大きな開きが生じないように、例えば同じ駅で同じく定期利用とか、一時利用でもいいんですけども、そこで料金に大きな開きが生じないように、引き続き調整をお願いしたいと思います。

先ほどその御答弁にありました実施スケジュールの検討についてなんですけれども、整備工事の開始時期と、あと利用者の方への周知方法などについて伺います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 整備工事の開始時期でございますが、あくまで現在の計画の予定ということで御承知おき願いたいと思います。平成29年5月初旬から武蔵大和駅周辺、また玉川上水駅周辺、上北台駅周辺の工事を開始する予定となっております。また、平成29年7月初旬から東大和市駅周辺の工事を、こちらは西武鉄道さんでございますが、行う予定となっております。また、同じ7月中旬から桜街道駅の周辺を整備する予定となっております。

利用者の周知方法でございますが、市報、ホームページ、また現地への看板設置等を考えてございます。それから、利用者へのチラシの配布など、効果的な方法を検討したいと思っております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 一番早いのが武蔵大和駅、玉川上水、上北台駅周辺ですか。ということで、その周知の方法も、チラシなど配布というふうに効果的な方法を検討したいということですが、もちろん市報とかホームページもいいんですけども、一番効果的というのは、その御利用されてる方に直接手渡しが一番いいんだと思うんですけど。例えば預けてる自転車のかごに入れるというのも、一つの手段だと思いますけれども、やはりお一人お一人に手渡し、朝の忙しい時間ですから、なかなか皆さん、時間の限られてる中ではあるとは思いますが、また職員の方も朝ちょっと早目に出勤しなければならぬと、いろいろ対応しなければならぬことあると思いますが、利用されてる方、お一人お一人にぜひ丁寧に手渡しで、その情報をお伝えしていただきたいと思うんです。そうしないと、なかなか御理解もされないでしょうし、また混乱も生じてしまうと困りますので、ぜひともその点をお願いしたいと思います。

次に、パブリックコメントの実施結果についてです。3人の市民の方から、12件の御意見をいただいたという御答弁をいただきました。そこで、その市民の方から主にどのような御意見があったのか、詳細を伺います。

○土木課長(寺島由紀夫君) 12件ございまして、そのうちの10件でございますが、市道814号線、こちらは桜が丘保育園の前の東西に延びる道路でございますが、そちらの南側歩道への新設設置を問題視するとの意見がございました。残り2件の1件でございますが、市道813号線、こちらは東大和療育センターの前でございますが、こちらの歩道への設置につきまして、東大和療育センター、北多摩看護専門学校、東大和南高校等に設置の同意をとる必要があるとの御意見がございました。残りの1件でございますが、現在の臨時第2自転車駐車場、これは西武線沿いの駐輪場でございますが、そちらを東側にさらに延長する提案がございました。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今伺った12件のうち10件が、この12件とも実は玉川上水周辺の意見でしかないわけです

ね。それだけ玉川上水駅周辺の課題というんですか、さまざまいろんな問題があるんじゃないかというふうな形で、市民の方から御意見が出てるんだと思うんですけども、そのうちの10件が市道814号線への新設に対する、これ問題視するということは、反対であるという意見だと思んですけども、それらの意見というものに対して、次の各駅周辺の自転車等駐車場整備計画（案）からの修正等の見直しというところで伺いたいんですが、そのパブリックコメントの御意見を踏まえた形で、設置箇所の見直しを行ったという御答弁もいただきました。それが多分、この新設設置をされる箇所を、これは反対意見が多かったので、見直して設置をやめましたということだと思んですけども、その見直された詳細、ほかにあると思んですけど、見直された詳細と、その見直されたことによって収容台数というものに増減が生じてしまったのかどうか、その対応についても伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 見直しについてでございますが、市道814号線、南側歩道への設置につきましては、通学路であり、また保育園の入り口に面しておりますことから、安全確保のため計画から除外させていただきました。また、この計画から除外したことによりまして、収容台数がおよそ150台分が減となっております。その対応ということでございますが、民有地の確保と都道敷の活用、またラック式の設置機械の変更によりまして、整備計画台数に近づくよう努力してございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 1カ所、除外したことによって、約150台分ぐらいが減ってしまったけれども、さまざま努力によって、その整備計画の台数に近づくように努力されたということなんですけども、市内全体の収容台数、玉川上水だけでなく、市内全体の収容台数で申し上げますと、現状は自転車等駐車場というのは無料ですから、一時であろうと毎日定期的であろうと、どの自転車等駐車場でもスペースがあれば、空きがあればというんですか、入れる自転車を詰め込めるスペースがあれば、どこでも預けることができますよね。でも、今回の整備計画では一時預かり、定期預かりと、その両方に対応されているなどと、それぞれの用途が異なる自転車等駐車場になっています。そこで、基本的なことを伺いたいんですけども、定期利用というのは同じ場所に定期的に預けるとの認識でよいのか、もしくは自転車等駐車場の設置された駅が一緒に、同じ駅内の運営者が同じであれば、定期利用というふうに指定されている複数箇所に預けることができるのか確認させていただくのとあわせて、その定期利用の自転車等駐車場では収容台数以上の——これ定期シール発行するというふうに書いてありましたので、定期シールは発行されないのか、またその枚数の管理というのはどのようにして行われるのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 同じ場所に預けるのかということでございますが、今後の調整になることではございますが、一般的には同じ自転車等駐車場内に駐輪していただく、決められた自転車等駐車場内なら場所はどこでもよいという形になってございます。また、少ない台数の自転車等駐車場につきましては、同じ近くの自転車等駐車場と同じゾーンとして設定して行うのが一般的でございます。今後どのような設定にするかを、調整していきたいということで考えてございます。

また、定期利用の自転車等駐車場で収容台数以上の定期シールは発行されないのかという御質疑でございますが、一般的には逆利用者を見込んで、この逆利用者といいますのは、駅から学校や会社などの目的地に行くための利用のことを言います。平日の夜間や土日の駐車が多いという方が逆利用者になります。一般的には、この逆利用者を見込んで1割程度多く契約するとのことでございますが、利用状況を見ながら今後、事業者が設定することになるかと思います。

また、その管理についてでございますが、定期シールにつきましては自転車等駐車場の番号、またはゾーンの番号表示を行い管理するのが一般的でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 少ない台数の自転車等駐車場に関しては、ゾーンという形で設定するのが一般的だというふうな御答弁でしたけれども、定期利用は同じ駅、同じ駅の運営者が同じであればという前提なんですけどね、同じであれば、その管理というものもそれほど難しくないの、その小さい施設、施設というんでしょうか、自転車等駐車場であっても、大きいのであっても、同じ駅で運営者が同じであれば、複数箇所利用できるようにぜひとも調整をお願いしたいと思います。そのゾーンという見方で設定が可能であればね、調整をぜひお願いします。

今定期シールなど伺いましたので、その定期利用の料金案について、先ほど設定を追加されたという御答弁もいただきましたので、その定期利用の料金設定の詳細を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 定期利用の利用料金の設定につきましては、現時点での案でございますので、今後、事業者の開所期間を考えた中での協議を行い決定していく予定でございます。現時点での計画ということで説明させていただきますが、定期利用料金の屋根なし、屋根つきの設定を行っております。一般、学生、障害者の方、生活保護世帯の方の割引料金を設定し、また市外利用者の料金を設定してございます。市外居住者を除く市内在住の方ですね—につきましては、長期割引で、3カ月定期で5%割引、6カ月定期で10%割引を案として考えてございます。また、学生につきましては一般の方の25%割引、障害者等の方につきましては50%割引を設定してございます。まだこれは案でございますので確定ではございませんが、一応そういう計画となっております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 設定ということですが、屋根なし、屋根つきというのは整備に対応した料金設定ですので、一般的な料金区分として伺いたいですけれども、今おっしゃって一般、学生、障害者の方、生活保護世帯の方、市外居住者の方の5つに区分されるとの認識でよいのか確認させていただくのとあわせて、例えば市外に住んでいらっしゃる学生の利用料金というのは、市外居住者扱いになるのか伺うのとあわせて、私は料金区分というのはもっと簡潔に、例えば市内にお住まいの一般と学生、市外にお住まいの一般と学生の4つに区分されたほうがわかりやすいと思うのですが、今御答弁のありました一般、学生、障害者の方、あと生活保護世帯の方、市外居住者の方の5つに区分された経緯を伺うのとあわせて、また、ごめんなさい、たくさんで申しわけないんですけど、現状この障害者の方っていう区分を設けたことをちょっと伺いたいの、障害者の方の定期的な利用がどのくらいあるのか、把握してらっしゃるようだったら伺います。この4点、伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 料金の区分でございますが、一般、学生、障害者の方、また生活保護世帯の方、市外居住者の方、5つの区分として分けてございます。

2点目の市外の学生の方の扱いでございますが、市外の学生の方の利用につきましては、市外居住者として扱う予定で現在のところは考えてございます。

また、このような計画としました経緯でございますが、1点目が土地の賃借料、また駐輪指導の委託の関係ですね、それから放置対策など、自転車対策としての経費がかかってございますので、市内在住の方について割引の対象としたものでございます。市外の方も利用することから、武蔵村山市民の方を除く全ての市外利用

者は一律割引なしとしたものでございます。それから、市内在住の障害者の方、それから生活保護受給者世帯の方の割引につきましては、多摩地区の多くの市が実施しているとともに、障害者の方への支援と生活保護者の方の生活保障の支援として実施するものと考えてございます。

また、障害者の方の利用はあるのかということでございますが、現時点での利用状況は把握してございません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 障害者の方の利用が把握されてないということですが、私、区分ということを基本的に伺ってるんですけど、料金区分というのは、例えば、利用者の方に対して表示されること、その中に区分というものを設けると思うんですけども、障害者の方の利用が多いようであれば、料金区分の項目として設けるとするのは適切であるというふうに思うんですけども、その利用状況を把握されていないのであれば、その利用区分というのは簡潔にというんですか、先ほど申し上げたように市内在住の一般と学生、市外在住、居住の一般と、今回、市外の学生の利用は市外居住者と一緒という、これ定期利用ですけどね——という話ですけども、その市内、市外の学生を問わずに、今後、社会人となって将来を担う若者たちの教育と学習機会を支援するためにも、市外居住の一般の方から25%割引いた学生割引というんですか、そのような4つに区分をしていただいて、それ以外に、例えばそれ以外の割引制度として、制度を設けて市内居住の一般料金から50%を割引いた障害者手帳をお持ちの方ですとか、生活保護受給者世帯の方に加えて、私は今回、御提案として、ぜひとも御検討いただきたいのは、児童扶養手当を受けているひとり親家族の方ですとか、70歳以上の方ですとか、あと運転免許証を自主返納されて運転経歴証明書をお持ちの方ですとか、そういった方々も含めた割引制度の対象者を拡大してはいかがでしょうか、御見解を伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内居住者の一般と学生の方、また市外との区分と、それから先ほど御意見のございました児童扶養手当を受けているひとり親や家族の方や70歳以上の方、また運転経歴証明書をお持ちの方など、御提案いただいた内容につきましては、現時点では対象にすることは考えてございません。近隣市の状況を踏まえて、今後、自転車駐車場整備センターと調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時29分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（二宮由子君） 午前中に引き続き再質問させていただきます。

午前中の最後の御答弁では、私が御提案させていただいた、現時点では対象にすることは考えていないということでしたが、近隣市の状況も踏まえて、今後、整備センターとですか、調整をしていただけたということでしたが、受益者負担の適正化を図るために有料化が実施されるわけですよ。そうすると、市民の理解をしていただくのにも、ぜひ割引制度としてサービスの向上に向けた取り組みというんでしょうか、ぜひ割引制度の拡大も検討していただいて、それほど金額的には影響額というのは、それほど大きいとは思いませんので、ぜひ市民の理解を得るためにも、サービス制度の拡大はお願いしたいと思います。

次に、各駅ごとの自転車等駐車場の整備及び課題はについてです。

開設時期に合わせて整備方針、整備方法ですか、検討されるというふうな御答弁をいただきました。整備という、一言で言っても、ラック式ですとか平置きゲート式ですとか、電磁ロック式ですか、あと屋根がついてるついてないとか、自転車等駐車場によってさまざまな整備工事が行われると思います。そのやり方として、既存の自転車等駐車場、一旦閉鎖して工事を進めなければなりませんから、工事終了までの間の代替地が必要になると思うんですね。そこで、その自転車等駐車場を利用される方々が、混乱が生じないように整備工事の手順、どういった手順で行われるのかということをお聞きしたいのと、あと利用者への情報提供、多分、ホームページだとか市報だとか、そういうことの御答弁だと思うんですけど、その利用者への情報提供についても伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず、手順でございますが、現在のところ計画している予定とございますか、考えてることでございますが、新たに新設する民有地等がございますが、そういう新設箇所から先に整備をして、それでそこが整備し終わったら、そこを仮の駐車場として対応していくというような考えがございます。それから、新設箇所がない箇所につきましては、仮設の臨時自転車駐車場を確保して整備することを考えてございます。整備が終わった箇所から開設するまでの間、仮の駐車場として使用していくというような考えを持ってございます。

情報提供につきましては、先ほども答弁させていただいたんですが、市報、ホームページ、また現地への看板を考えてますが、現地、自転車利用されてる方へのチラシ等、効果的な方法を今後検討していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁で新設箇所から整備をして、仮の駐車場として対応されるということですが、その新設箇所を整備した場合に、その新設箇所が、例えば電磁式であった場合には、その預ける台数というのが決まってしまうんですね。そうすると、ほかにも仮の——今まで置いていた場所よりも多い新設施設の収容台数であればいいんですけども、今まで置いていた箇所よりも少ない新設自転車等駐車場の収容台数しか預けられない場合には、やはりそこで自転車の行き来というんでしょうか、預けられない自転車が出てきてしまうと困りますので、そういったこともいろいろ含めて、よく精査していただいて整備工事を進めていただきたいというふうに思います。

各駅ごとに伺いたいので、先に進めさせていただきますけども、まず最初に東大和市駅周辺の自転車等の駐車場について、整備目標台数と収容台数、またその一時利用、定期利用、各自自転車等の駐車場の収容台数について伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和市駅周辺の自転車等駐車場の現在のところの計画台数でございますが、整備目標台数は総合計画に基づきまして3,101台となっております。計画の台数は3,196台となっております。そのうちの一時利用につきましては1,616台、また定期利用につきましては1,580台となっております。

各駐車場の収容台数の状況でございますが、東大和市駅は6カ所ございまして、全て西武鉄道さんのほうの運営になりますが、1カ所目が西武スマイルパーク東大和市駅前第1駐輪場で、ここは一時利用で615台となっております。2番目が同じく西武スマイルパークで、駅前第3駐輪場で、こちらも一時利用で118台となっております。次が西武スマイルパーク駅前第4駐輪場で、一時利用で202台となっております。4カ所目が、西武スマイルパークBIGBOX東大和駐輪場、こちらが一時利用で434台となっております。5カ所目が、西武鉄道第1駐輪場、こちらが一時と定期で1,497台で、そのうちの定期が1,250台、一時利用が247

台となってございます。最後に、小平市営有料自転車駐車場でございますが、こちらは定期利用で330台となっております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のありました6カ所中の一時利用が5カ所、そのうち1カ所が一時利用と定期利用の両方で対応されるということですが、これ定期利用、どちらも対応されるのもあるんですが、定期利用が既存の2カ所、既存ですよ——の2カ所ということなんですけれども、その仲原、向原、清原などにお住まいの方、東大和市駅の東側というんでしょうか、そこにお住まいの方々が青梅街道を渡らずに自転車を預けられる現状の自転車等駐車場の数と、それ重複してしまうと思うんですけど、それぞれの収容台数。あとピーク時の最大利用台数を伺うのとあわせて、有料化実施後、同じく青梅街道を渡らずに通勤、通学などで定期利用できる自転車等駐車場の数と収容台数を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 青梅街道を渡らずに自転車を預けられる現状の駐車場でございますが、全部で4カ所ございます。1カ所目が第1自転車等駐車場で302台入るところ、ピーク時には305台となっております。2カ所目が第2駐車場でございます、251台入るところ、ピーク時は332台となっております。続きまして、第4自転車等駐車場ですね、こちらは400台入りますが、ピーク時には580台入るような状況です。4点目が小平市営の駐車場でございますが、330台で、ピーク時には212台でございます。これは平成24年の調査したときの数値でございます。

それから、定期利用できる自転車等駐車場の数と収容台数でございますが、有料化後の台数でございますが、1カ所となります。その収容台数は、小平市営の箇所330台となっております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 既存の自転車等駐車場、今現在ある駐車場で、用水北通りに設置されている第4自転車等駐車場ですか、それは収容台数400台、これは向原、仲原、清原など、要するに東大和市駅よりも東側の方々が多く利用されておりますけれども、今回の整備で閉鎖をされます。そこで、そこに置かれていた方々が、今まで毎日、御利用されていた方々なんですけれども、その方々が定期利用の1カ所ある小平市側の高架下の小平市営有料自転車駐車場、または東大和市駅東側で小平市と隣接した高架下の西武鉄道第1駐輪場ですか、2カ所あるっておっしゃってましたので——のどちらかを利用しますが、今伺ったように青梅街道を渡らずに自転車を定期利用で預けられるのは、小平市の小平市営有料自転車駐車場の収容台数330台というふうに御答弁ありましたので。そうすると、現状で小平市の市営駐車場の最大利用数というのは212台というふうに伺っていますので、単純計算しても収容台数330台ですから、その118台分しか新たに預けられないという計算になります。

また、先ほど伺った青梅街道を渡らずに預けられる現状の自転車等駐車場の4カ所の収容台数の合計というのは1,283台なので、例えば定期利用の小平市営の有料自転車駐車場の収容台数330台を引くと953台分。この953台分が、全てが定期利用とは言いませんけれども、この953台という数値も、あくまでもこれ収容台数で、現状の収容台数で計算していますから、そのピーク時というものを計算を合わせると、少なく見積もっても500台から600台ぐらいの自転車が、その定期利用できる東大和市駅の西側ですか、西武鉄道第1駐輪場に預けていただかなくてはなりません。

となると、青梅街道を、じゃ自転車渡るのにどうするのかということ、歩車分離式の信号機が、東大和市駅前交差点は歩車分離式の信号機なんですけれども、そこを渡ることになりますね。そうすると、本来であれば自

転車というのは軽車両ですから、車道を通行しなければなりませんけれども、この青梅街道の歩道というのは幅員が広がってますから、自転車通行可能というふうに区分けされてます。なので、歩道上で信号待ちもできます。しかしながら、その青梅街道に接続している用水北通り、この歩道というのは非常に狭くて、自転車通行可能というふうにされておられません。なので、車道を皆さん、走行しなければいけません。しかし、その車道自体も1車線で、朝なり昼なり信号待ちの車がいつも並んでますから、車道を通行するよりも歩道を走行される——通行というか走行ですか——される方も多いと思います。でも、歩道は狭いんですよ。信号待ちする場所を確保するのが、非常に難しい状況だと思うんですね。

今、用水北通りのお話ししましたが、その用水北通りの交差点の付近にはバス停があるんです。この時間帯によっては、東大和市駅から鉄道を利用するために、バスをおりる乗客の方というのはたくさんいらっしゃいます。なので自転車の信号待ちをする場所が狭いという状況と、あとバスからおりた方の進行の妨げになるという状況に対して、市民の安全安心というものをどのように確保されるというふうにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 青梅街道の東側から来る利用者の方でございますが、まずハミングロードの方から来る方と用水北通りのほうから来る方、両方がおられるかと思えます。ハミングロードのほうは歩道は広いので、そちらのほうを通行してくるような形になります。用水北通りにつきましては、今議員がおっしゃられたように自転車は車道を通らなければなりませんので、車道を通って都道の青梅街道の歩道は自転車通行可です。そちらを通過していただくと、駅の向こう側へ行くためには、東大和市駅前交差点、もしくはその南側の交差点の青梅橋交差点の歩道の手前で、歩道で待つ必要があるかと思うんですが、そちらに待機して渡っていただくということになってくるかと思えます。市民の安全安心ということでございますが、一般的な交通ルールを守って渡ることが基本でございますので、そのような形で今後、指導等していければと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 基本的なことではちょっと伺いたいんですけど、自転車が交差点を渡る場合に、例えば歩道上で待機している、信号を待っているときの渡り方というのはどういうふうに渡るんですか。それと、もう一つ、車道で軽車両として自転車が車道で信号待ちをしてる場合の渡り方と、歩道で信号待ちをしてる渡り方というのは違うと思うんですけど、それについて伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 歩道で待つ横断歩道を自転車でも渡る際には、自転車をおりて引いていかなければならないというのが基本ですが、実際にはなかなかそういうことをやられてない方がおります。ただ、それが基本となっております。車道を渡る場合には、車道の信号を、車道用の信号が青のときに一緒に渡っていくんですが、東大和市の交差点はあのような交差点なので、ほとんどの方が歩道のところを渡っていくような形になるかと思えますが、基本はそういう形になります。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうすると、東大和市駅前の交差点、歩車分離式ですから、歩道で自転車で待ってる方と、あと多分自転車は車と一緒に信号だというふうに理解されてる方、そんないらっしゃらないと思うんですね。そうすると、歩行者が通行可能というときに、自転車も一緒に、車道で待ってる自転車も一緒に、用水北通りはね、車道で信号待ちをしてる方も一緒に渡ってしまう可能性もあるわけですよ。そうすると、あその交差点が、人の流れというのが、非常にスムーズでないんじゃないかというふうに思うんです。なので、ぜひともその交差点の安全確保というものを、いま一度検討していただきたいというのが1つと、交差点付近の安

全性の確保も課題であるというふうには思うんですけど、その交差点を渡った後の進路についても、実は非常に注意をしなければいけないのかなというふうに思っているんです。

東大和市駅改札口前の通路ありますよね、改札口前の通路、そこを自転車に乗ったまま横切るというのは、これは多分、だめなんじゃないかなと思うので、そこを横切る方、自転車に乗ったまま横切る方っていうのはいらっしゃらないと思いますけれども、でもゆっくり何か、たまに東大和市駅のところで自転車を、その通路を通過する方を見ると、自転車に乗ったまま移動されてる方が多いんじゃないのかなというふうに思うんですね。多分、でも基本的にはだめだと思うんです。

そういうふうに思うと、この小平市側のほうからの人の流れですか、あと電車が到着したときの人の流れというものを考えると、青梅街道交差点、東大和市駅前交差点じゃなくて、その南側の青梅街道交差点というのがありますよね。そこを渡ったとしても、人と自転車の接触事故というのが発生してしまうんだろうという危険性があるというふうに思うんです。

あともう一つは、西武スマイルパーク東大和市駅前第1駐輪場、東大和市駅の西側ですか、そこに向かう小平市との市境の市道402号線ですか、この道路なんですけれども、自転車の相互通行ですとか、あと駅の利用客もたくさんあの道、通ると思うんですね。実際に500台から600台くらいの自転車が、ある程度、ある一定の二、三時間の間にそこを通行するとなると、その幅員が非常に狭いので危険性があるんじゃないかというふうに思うんです。これ現地も私、確認してきましたので、そういうふうに思いました。

また、朝の時間帯というのは、皆さん、その電車の出発時間に合わせて足早に通われるじゃないですか、1分1秒も無駄にできないという感じで。それで、時間的余裕がありませんから、少しでもその危険性というものをご今現状でも、今申し上げたように予測がつく危険性というものは、やはり市民の安全安心を確保するためには改善をしなければいけないんじゃないかって私は思うんです。

そこで、その東大和市駅周辺の自転車等駐車場のうち、現在、西武鉄道から無償で借用している第一・第二自転車等駐車場がありますよね。今回の整備で、西武スマイルパーク東大和市駅前第3駐輪場118台分と、同じく第4駐輪場202台分の2カ所を、一時利用だけでなく、定期利用も可能になるような形で運営者と調整できないのか伺いたいですけど。これ両方でなくてもいいんです。どちらかを定期利用にさせていただいてもいいんですが、少しでも改善できるような調整ができないかどうか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 西武鉄道さんにはいろいろ御協力いただきまして、東大和市駅は全面運営していただくとか、協力していただいています。その他の駅についても協力していただいている中で、協議してきた中では西武鉄道さんのほうに定期利用をふやしていただくよう協議もしてまいりました。まいりましたが、西武鉄道さんのほうで経営面や運営面から困難であるとの回答を受けております。そのため、やむを得ずというか、そのような形になってございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 民間の企業ですから、経営面が第一というふうには先ほども申し上げたと思うんですけども、でもやむを得ずということではなくて、やっぱり市民の安全安心というのは、しっかりと市としては守るべきでありますので、いま一度、西武の運営会社のほうに、ぜひとも働きかけをしていただきたいというふうに思います。これは要望です。ぜひ、お願いいたします。

次の武蔵大和駅周辺の自転車等駐車場についての整備目標台数と収容台数を伺うのとあわせて、一時利用、定期利用、各自自転車等駐車場の収容台数と、現状、通勤・通学で定期的に利用されている自転車の台数という

のを市として把握されてるようでしたら教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 武蔵大和駅周辺の自転車等駐車場の整備目標台数は1,259台となっております。整備計画台数は1,265台であります。そのうちの一時利用が620台、定期利用が645台となっております。各収容台数でございますが、3カ所ございまして、武蔵大和駅第1公共自転車等駐車場につきましては定期利用で251台、同じく第2公共自転車等駐車場につきましては定期利用で394台、3カ所目が西武スマイルパークの運営になりますが、武蔵大和駅前駐輪場で一時利用で620台となっております。通勤・通学等で定期的に利用しております自転車の台数ということですが、現在のところ把握してございません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 定期利用については把握されていないということですが、東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画の中で、その中の各駅の自転車等駐車の実態として、時間帯別の駐車台数が示されています。少なくとも平日の9時の収容台数を合計すれば、朝の利用状況が、おおむねです、おおむねですよ、これ、正確ではない、おおむね把握できると思うんです。そこで、今申し上げた平日9時の収容台数を伺わせていただきたいのとあわせて、例えばこれ伺って、一時利用よりも通勤・通学で定期的に利用されてる方が多いのであれば、今伺った一時利用が西武スマイルパーク武蔵大和駅前駐輪場で620台ですか、全体の収容台数の約半分ですよ。その通勤・通学の定期的に利用される方が多いのであれば、定期利用できるような対応というのが必要だというふうに思うんです。今の状態だと、定期利用を希望された方が収容台数を超えた場合には、利用というのをお断りするのでしょうか。それを伺いたいのと、例えばお断りするのをお断りするの御答弁でいいんですけど、定期利用に対して今のように収容台数の不足が予測されているのであれば、その整備工事前に、整備工事終わってからだともう間に合いませんから、整備工事前に今申し上げた西武スマイルパーク武蔵大和駅前駐輪場の620台分の一部を、定期利用として進めていただけるよう、運営者と調整していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず平日の9時の収容台数でございますが、3カ所、合わせて1,181台となっております。これも平成24年度の調査時の数値でございます。それから、定期利用を希望された場合、その2カ所の収容台数を上回っていたらという、断るのかという話でございますが、定期利用につきましては、申し込み人数が契約予定数を上回れば抽せんとするのが一般的なやり方でございます。ただ、逆利用者分として整備計画台数より多少多目の予定数となることも考えられますので、今後、事業者と調整してまいりたいと思います。抽せんから外れた方は一時利用ということになってございます。

それから、一部を定期利用に調整できないかということでございますが、今のところは西武鉄道さんのほうで、ちょっと難しいという話でございますが、今後も協議する機会がございますので、協議はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったように、平日9時の収容台数の1,181台ということで、これ全てが定期利用とまで申し上げませんが、ただ今、整備計画上の収容台数の1,265台分の約半分、これ計算すると600ちょっとです。分では間に合わないですよ。収容台数を超えた場合には抽せんですか、これ抽せんに外れた方は一時利用でというお話ですけども、じゃ定期利用には1カ月、3カ月、6カ月とあるんですよ。そうすると、1カ月の中で抽せんして、その1カ月後にその人がまた抽せんするんですか。そういった仕組みがちょっと私はよくわからないので、それはいいですけども、抽せんというのは、一般的だというふうな御答弁をいただき

ましたけれども、私はこの予定数を上回った場合の抽せんというのには、余り賛成しかねるんですね。というのも、外れた方が、じゃ今度、定期利用する場合には、どういったことを申し込みをして、それで空き待ちじゃないですけど、保育園の待機児童の空き待ちじゃないです、そういった形にするのか、そういったことも含めてよく調整していただきたいというふうに思います。

次の駅です。玉川上水駅周辺の自転車等駐車場について、整備目標台数と収容台数を伺うのとあわせて、一時利用、定期利用、各自転車等駐車場の収容台数を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 玉川上水駅周辺の自転車等駐車場の整備目標台数は3,034台でございます。整備計画台数は2,927台となっております。その2,927台のうち、一時利用が957台、定期利用が1,970台となっております。玉川上水駅、各収容台数でございますが、8カ所ございまして、1カ所目が玉川上水駅第1公共自転車等駐車場で、定期利用で578台となっております。2カ所目が第2公共自転車等駐車場で定期利用で425台、3カ所目が第3公共自転車等駐車場で定期利用で48台、4カ所目が第4公共自転車等駐車場、定期利用で492台、5カ所目が第5公共自転車等駐車場、こちらも定期で37台、6カ所目が第6公共自転車等駐車場、定期利用で144台、7カ所目が西武スマイルパーク玉川上水北口駐輪場で、一時利用800台、最後は8カ所目が同じく西武スマイルパークで、玉川上水駅北口第2・第3駐輪場で一時と定期ございまして、定期が246台、一時が157台というような状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったように自転車等駐車場の数も、収容台数っていうんですか、玉川上水駅に関しては、その定期利用というのが非常に多く整備されます。収容台数だけで比較すると、一時利用も957台ですか、それなりに確保されているというふうに感じられますけれども、その設置場所によってというんでしょうか、利用しづらい場所に設置をされても、結果的に放置自転車がふえてしまう要因にもつながります。そこで、今伺った一時利用の場所ですね、設置場所と現在の利用状況、今の一時利用として設置される現在の利用状況も伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 一時利用の設置場所につきましては、先ほど申し上げましたとおり、西武スマイルパークの2カ所となっております。西武スマイルパーク玉川上水駅北口駐輪場、こちらは玉川上水駅の西側にあるところでございます。もう一つの北口第2・第3駐輪場につきましては、西武線玉川上水駅の駅舎の下にあるところでございます。利用状況でございますが、最近の状況でございます。定期利用は満車の状況で、一時利用は両方とも9割強というような状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 玉川上水駅というのは、西武鉄道の駅舎が立川市であるように、玉川上水駅自体ですね、当市の北西の市境というんでしょうか——に設置されていますので、一時利用の2カ所とも、これ住所的にいうと立川市ですよ、2カ所とも。そうすると、立野、南街、中央、向原などにお住まいの市民の方が玉川上水駅まで自転車に乗って、一時預かりを利用しようとしたときに、一番近いのは玉川上水駅舎下の西武スマイルパーク玉川上水駅北口第2・第3駐輪場です。今利用状況、伺いましたけれども、9割強ということですから、現状ではほぼ満車状態ですよ。今の現状ですから、今どこでも置ける状況なんですよ。その中でも9割強ですから、その空きがないので預けられない。じゃ、そうしたらどうするかというと、駅を越えて西武スマイルパーク玉川上水駅北口駐輪場ですか、預けていただくのですが、そこも利用状況が、今現状、9割強ということですので、これってどこにも預けられない、一時利用ですよ——状況が発生してしまうおそれがあ

と思うんです。また、市内に6カ所も自転車等駐輪場があるんですよ。でも、その全てが定期利用で、一時利用に対応されていないのでは、壇上でも申し上げました、その利便性の向上に向けた質の高いサービスの提供というのは、残念ながらそういうふうには言えないと思うんですね。

そこで、その線路沿いに設置されている今の玉川上水の駅の臨時第2自転車等駐車場ですか、線路沿いに設置されてますよね。それを定期利用の整備後、玉川上水第2公共自転車等駐車場になるんですけども、その定期利用の425台分の一部を一時利用として整備していただけないか伺います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 現在の計画におきまして、玉川上水駅周辺の自転車等駐車場全体に対する一時利用の割合でございますが、先ほど整備計画台数2,927台のうち、一時利用が957台ということで申し上げましたが、その割合はおよそ30%になってございます。総合計画の中で、整備目標台数における一時利用の利用率ですかね、約2割ということで整備計画の中では考えてございます。これを超えているため、今後の一時利用の増設をしても定期が足らなくなるので、行う予定は考えてございません。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** ちょっと単純なことを聞きますけど、その一時利用で置きたくても置けなかったときはどうしたらいいですか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 西武スマイルパークさんのほうに確認しましたら、定期利用満車で、今空き待ち状態らしいんですね。そういう方たちが、今一時利用のほうに逃げてるという話もございまして、今度、市のほうで定期利用の公共自転車等駐車場を設置した場合には、そちらのほうにも逃げてきますので、一時利用はその分、すいてくるんじゃないかなというのが想定されるところでございます。今後、状況を見ていきたいということで考えてございます。

○**5番（二宮由子君）** 状況を見ていただくのもいいんですけど、ある程度工事が始まってしまうと、一時利用と定期利用では、例えば電磁ロック式は一時利用だとか、あとラック式ですか——は定期利用だとか、いろいろ整備の関係がありますよね。そうすると、もう工事をしてしまってからじゃ遅いんですよ。なので、できれば工事前にいろいろと検討、調整していただいて、いま一度見直していただきたいなというふうに私は思いますので、ぜひお願いいたします。

次の駅です。桜街道駅周辺の自転車等駐車場についての整備目標台数と収容台数を伺うのとあわせて、一時利用、定期利用、各自転車等駐車場の収容台数を伺います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 桜街道駅周辺の自転車等駐車場の整備目標台数は495台となっております。整備計画台数は601台でございます。そのうちの一時利用が77台、定期利用が524台となっております。各駐車場の状況でございますが、4カ所ございまして、桜街道駅第1公共自転車等駐車場、こちらは定期利用で44台、2カ所目が第2公共自転車等駐車場で定期利用で31台、次が第3公共自転車等駐車場で定期と一時がございまして、定期が214台、一時が77台となっております。4カ所目が第4公共自転車等駐車場で、定期利用で235台となっております。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** 桜街道駅の状況を伺いましたけれども、定期利用がほとんどですよ。一時利用は、これは新設ですか、77台設置されるということなんですけれども、その定期利用の、ここで伺いたいのは、桜街道駅第1公共自転車等駐車場と同じく第2公共自転車等駐車場というのは、多摩都市モノレールの桜街道駅舎のエレベーターの下に設置されている規模的にも小さな、収容台数を見てもわかるように、非常に規模的にも

小さな自転車等駐車場です。そこにわざわざ定期利用として規制するのではなくて、一時利用として整備されたほうが、利用者にとっては利便性があるのではないかというふうに考えますけれども、その御見解を伺うのとあわせて、もう一点なんです、新設される桜街道駅第3公共自転車等駐車場は、畑であった民地をお借りして新しく新たに整備されますので、隣接している畑に、例えば今の時期は作物が植えられてない状況ですから、風が吹くと畑の土ぼこりがすごいですよ、路上にたまってしまうほど。今回、閉鎖される、今、芋窪街道沿いの脇に桜街道駅臨時第3自転車等駐車場というのが設置されてるんですけども、その状況をぜひとも確認していただいて、新たに新設される畑の民地をお借りする桜街道駅第2公共自転車等駐車場は、聞くところによると屋根つきという話ですよ。それで、雨にもぬれない快適な自転車等駐車場として対応されるということですから、その整備事例の写真というのも拝見させていただいたんですけども、その預ける場所というのは屋根のあるなしにかかわらず、足元まで囲われているというものが一つも見当たらなかったもので、足元のところまでも、ぜひ少し対応していただいて、畑の土ぼこり防止の対策にも取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 桜街道駅の第1・第2公共自転車等駐車場は、計画では定期利用となっております。これを一時利用にということでございますが、この2カ所、規模がかなり小さい場所でございます、この小さい場所へ一時利用ということになりますと精算機の設置が必要になります。精算機、金額がかなり高額なもので、数百万するということで、大きな投資になりますので、ちょっと小さい規模のところ、両側2カ所に精算機が必要になりますので、かなりの投資になるということになります。そのため、今計画の中で協議してきた中では、定期利用者ということにさせていただきます。逆に定期にすることによって、定期利用者の利便性は上がるかなということで考えてございます。

それから、土ぼこりの件でございますが、私も現地、確認させていただきましたが、この臨時第3自転車等駐車場の土ぼこり、かなり積もった状況で、清掃を行いまして地権者の方には柵の設置などで土が出ないよう依頼をしております。そのような状況でございますが、今後その新設の桜街道駅第3公共自転車等駐車場につきましては、今現在の計画の中では北側に植栽を植える予定になってございます。その駐車場に沿って、東西に沿って植栽を植える予定になってますので、それを土ぼこりを防ぐ多少の効果は期待はできるかと思えます。また、玉川上水と上北台に管理人を置くようになりますので、桜街道については巡回ということになりますが、その管理人の巡回によって清掃も可能になると考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） その規模が小さいということで、精算機の問題も、それこそ経営ですか、できるだけたくさん利益というのかな、そういうものが上がるような形で、投資ということに関しては大きな投資が必要になるから設置は難しいということですけども、それはわかりました。でも、私の希望としては、やはり定期利用の台数が少ない場合には、午前中に伺ったゾーンということで対応されるのでしょうか。その場所ではなくて、例えば小規模の定期利用の自転車等駐車場に関しては、ゾーン扱いにさせていただくのではないかというふうには思うんですけども、できれば桜街道駅というのは、非常に全体的に小規模、小規模というのでしょうか、台数的にも、収容台数も整備目標が495台で収容台数が601台という小規模のところですので、全体的な定期利用ができるような形で御検討いただければと思います。

次の駅に移ります。上北台駅周辺の自転車等駐車場について、整備目標台数と収容台数を伺うのとあわせて、一時利用、定期利用それぞれの収容台数を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 上北台駅周辺の自転車等駐車場の整備目標台数につきましては、1,774台となっております。整備計画台数は1,860台、このうちの一時利用につきましては338台、定期利用は1,522台となっております。この各駐車場の台数でございますが、6カ所でございます。全て公共の自転車等駐車場でございます。第1公共自転車等駐車場が定期利用で52台、第2が定期利用で82台、第3が定期利用で508台、第4が一時利用で235台、第5が一時利用で103台、第6が定期利用で880台の計画となっております。以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った中で、その定期利用の上北台駅第1公共自転車等駐車場と第2公共自転車等駐車場というのは、桜街道駅同様に規模の小さな、比較的規模の小さな自転車等駐車場ですので、私の思いとしては定期利用ではなく、一時利用として整備されたほうが利便性があるのではないかというふうに思っています。先ほどの御答弁で、一時利用というのは精算機の設置がですか、非常に小規模ではコストが高い、かかり過ぎるという理由から定期利用で対応するというふうに御答弁いただきましたけれども、その桜街道駅と、この上北台の大きな違いというのは、第1と第2、第1の52台と第2の82台は、これ隣接してるんですよね。なので精算機を2台ではなくて、1台設置することで、その52台、82台を足した2カ所の134台分に対応できると思うんです。ですから、ぜひとも小規模、だったらばその小規模の2カ所を一時利用として整備していただきたいと思うんです。それによって、結局、定期利用の台数が少なくなるじゃないですか。それで、その対応として、その定期利用と一時利用のバランスをとるために、武蔵村山市民の方も御利用されるだろうという利便性の考慮もいたしまして、上北台駅第4公共自転車等駐車場の235台分の一部を定期利用としてできるように調整していただけないでしょうか、伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 第1と第2が接近してるということでございますが、それでも少し離れていて、やはり精算機が2カ所必要だという話を聞いてございます。一時利用が、例えば2カ所、3カ所に分かれますと、こういう小規模なところだと、満車になったとき、そこに行って、満車であればまた次を利用しなければならぬというような、そういうような利用者の方に不便なことを強いるようなこととなりますので、それで1カ所に一時利用を集めたほうが良いというような判断で1カ所にしてございます。

それで、一部を定期利用に調整できないかということでございますが、今一時利用の全体の割合ですね、18.2%となっております。総合計画でも先ほど申し上げましたとおり、2割程度ということなので、一時はこれ以上、減らせないというような、計画上ですね、そういうような状況になってございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 一時はこれ以上、減らせないって。だから、一時は減らさないんですよ。一時を、定期利用のところを一時にして、その分の一時利用を定期利用にして、だから数字的にはほとんど変わりなく、場所だけ変えてくださいということです。

あと設置箇所ですか——が遠いって言ってますけど、でもこれ上北台の駅のロータリーのところと、あとスーパーの前ですか、そんなに離れてないですし、市民の方の利便性を考えると、ぜひとも一時利用のほうが利便性にはいいと思いますので、ぜひお願いいたします。

次の放置自転車の対策はに移りたいと思います。

放置禁止区域を拡大して、放置自転車の撤去作業を強化するというふうな御答弁をいただきました。そこで、じゃ今市民の皆さんがどれだけ放置禁止区域を認識されているのかどうかを知りたいので、認知度について伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市民の方の認知度ということでございますが、各駐輪場には放置禁止区域の範囲を示す看板と、あとここは放置禁止区域ですというような立て看板を設置してございます。ある程度の利用者の方は、承知しているのではないかなということで認識してございます。それから、放置自転車撤去も行っておりますので、その放置自転車撤去で承知している方もいるかと思えます。そのような状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ある程度の方は認知されているということですが、私はそんなに放置禁止区域というのは、皆さん知らないんじゃないかなと思うんですね。というのも、平成24年に実施された自転車等利用実態調査で、よく利用する駅の放置禁止区域について、少し、または一部知っていると答えた方が37.8%で、全く知らないと答えた方が31.2%でした。この結果から見ても、放置禁止区域の認知度の低さというのがあらわれてると思うんです。

そこで、放置禁止区域を今回から拡大されるに当たって、皆さんに知っていただくための工夫、表示の工夫ですとか、今立て看板というふうにおっしゃってましたけれども、立て看板を設置しても放置自転車はあるわけですよね。でも、一番多いのは、多分、自転車等駐車場の中の放置かもわかりませんが、今回、有料化に伴って非常に放置自転車が、例えば一時利用がとめられない、でも行かなきゃならないからちょっととめちゃおうという感じに放置自転車がふえると思うんですね。そうなった場合の前もって策を考えるに当たって、その放置禁止区域を、ぜひとも皆さんに、ここだけ拡大しましたよ、このエリアにはとめちゃいけませんよという表示の工夫ですとか、あと周知のあり方などにも積極的に取り組んでいただきたいんですが、御見解を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 放置禁止区域の周知ということでございますが、今担当課のほうで計画してございますのは、路面に標示をする、ここは放置禁止区域の標示を、交差点ごととか、とまれの手前とか、そういうふうなところを今検討してるところでございます。その他にも、先ほど申し上げました立て看板とか、あとはチラシの配布とかも考えまして、いろいろな方法を今後検討していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今路面の標示というお話、御答弁ありましたけれども、路面の標示っていえば、自転車関連で申し上げますと、自転車ナビマークというのが、今市内の例えば先ほど質問いたしました青梅街道のところにも、自転車ナビマークが1メートル間隔置きぐらいに今、標示されてるんですよ。新青梅街道にも自転車ナビマークが標示されて、それはどうかと思うんですけど、今まで青梅街道を、歩道を通行、走行していただろうと思う方が、実はこの間、青梅街道を車で通ったならば、自転車ナビマークのところを走ってらっしゃるんですよ、自転車が。ということは、やっぱりこの標示の間隔だとか、要するに視覚であらわすというか、そういった点は必要なんじゃないかなって思うんですね。路面標示もしていただけるということですが、その間隔も、例えばその1メートル間隔までいかずとも、その狭い間隔で標示していただかないと何の意味もないと思うんですね。その路面標示も、自転車放置禁止区域というかたいのでも、自転車が描いてあるかたいのでもいいんですけども、うちうまべえというキャラクターいますから、それを活用して、うまべえが、「ここは自転車とめちゃだめだべえ」みたいな、何かよくわかんないですけど、そんなような形の親しみやすい標語みたいな形で標示をしていただいて、ちょっとどんどんどんん話が発展しちゃって申しわけないんですけど、その標示の仕方も、じゃ市内に何個、この標示があるのかとか、後で今いろいろゲーム感覚のこともやってらっしゃいますけど、そういうのをやったりとか、あと標示のうまべえも、ある駅のうまべえは洋服が違うとか、

何かいろいろ工夫があると思う。そういう何か遊び感覚も含めた形で市民の方にお示しできる、周知できるような形で標示をしていただきたいと思いますので、これは要望です。ぜひ、お願いいたします。

放置自転車の対策として、放置区域、先ほど来、拡大されるということですが、その区域に指定されていない玉川上水駅周辺の集合住宅に隣接している通路ですとか公園というのがあるんですね。もちろん住民側も放置されないような自助努力というんですか、住民専用の駐輪場には扉を設置しようですとか、いろいろ今協議をされていると思うんですけれども、そういったことを行ったとしても放置されてしまった自転車に関して、例えば住民の方からの協力の依頼だとか、そういうことがあった場合に、市はどのような対応、協力をさせていただけるのか伺います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 集合住宅のところでいいますと、民有地になるかと思うんですが、一般的なことでございますが、民有地内の放置自転車は市では撤去はしておりません。ただ、今回のこの計画を実施するに当たりまして駐輪指導も強化してまいります。明らかに民有地への駐車をしようとするようなことがあれば、それをしないように指導はしていくような考えを持ってございます。でも、それでもまだ放置されてしまうような自転車がある場合には、その住民の方と協議をさせていただいて、よい方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** ぜひ、自治会の方とか管理組合の方とかと、ぜひ密接に連携して協議をしていただきたいと思います。お願いします。

次の近隣市の協力はについてです。

市内5駅というのは、ほとんど近隣市の市境に設置されていますので、隣接市民の利用も十分に考慮しなければいけないと思います。そこで、その用地借上料の応分の負担ですとか、放置自転車対策についての連携を協議しているという御答弁でしたが、その協議の詳細、また連携の詳細なども伺わせてください。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** まず武蔵村山市に対してでございますが、モノレール駅、3駅周辺の民有地の土地賃借料ですね、こちらの2分の1の負担をお願いしてございます。それから、このモノレール駅、3駅周辺の駐輪指導員の配置ですね、現在3人配置していただいているんですが、それを6人への増員の協力を依頼してございます。また、東村山市に対してでございますが、こちら武蔵大和駅になりますが、東京都水道局用地の土地賃借料が発生しております。こちらの4分の1の負担をしてほしいということで、今依頼をしているところでございますが、回答はまだ回答待ちのような状況でございます。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** 武蔵村山市に対しては、土地の賃借料の応分の負担ですか、あと駐輪指導員の増員ですか、お願いしてるといことですけれども、これも承諾された。東村山に対しては、回答待ちという御答弁でしたけれども、じゃ依頼ですか、いつごろ負担の依頼をして、いつまでに回答いただけるのか、回答期限を設けたのかどうか伺います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 東村山市に対しましては、ことし平成29年1月17日に依頼文を出させていただいてます。今回、回答期限は設けておりません。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** 回答期限を設けていないということは、東村山市がこのまま回答もされてこないというふうな形であった場合の市の対応というのはどうされるんですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま土木課長から、1月の文書による要請だというお話をさせていただきましたけれども、それ以前からこの計画を、案をまとめる段階から打診はしておりました。ただ、そのときに、やはり用地の確保等、非常に困難な……。最初は、駐輪場をつくってくださいというようなことから始まって、東大和市が水道局から用地を借りて整備をするので応分の負担をとということで、調査の段階ではおおむね25%ぐらいの東村山市民の利用があったということで、4分の1程度ということで今回お話をさせていただいておりますけれども、なかなかやはり市内での検討等あるということで、期限をいつまでという中での回答を求めることは厳しかったものですから、今後もそのことについては検討をお願いしたいということで、投げかけてあるところがございますので、もしばらくその状況を見守りたいというふうに考えてるところでございます。以上でございます。

○5番（二宮由子君） 状況を見守られるということなんですけれども、でも以前から東村山市には投げかけていらっしゃるということは、おのずと結果は知れてるのかなという感じはするんですけれども、ぜひよい回答が得られるように。ただ、東村山市のその御担当の方、また担当部長の方とか、さまざまところで市長も含めて東村山市の方々に対して働きかけは行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。次に、今後の課題はについてです。

駅から近距離の自転車利用の抑制を推進するとの御答弁でした。先日、他の議員の質問に対して、自転車の利用抑制につなげるために、500メートル以内にお住まいの定期利用は受け付けないよう検討されているとの御答弁がありました。そこで、定期利用を受け付けない範囲内を500メートル以内と決められた根拠を伺うのとあわせて、実は定期利用って断られても一時利用は規制がかかりませんから預けられるんですよね。そうすると、各駅周辺の一時利用の自転車等駐車場の収容台数の確保というのも、非常に課題となるというふうに思うんです。自転車利用の抑制というのも、範囲を決めて定期利用は受け付けませんよみたいに検討されているので、一定の効果があるとは思いますが、今まで申し上げてきたように全体的に、この各駅、5駅、全体的に一時利用と定期利用の収容台数のバランスが、私は非常に悪いというふうに思いますので、いま一度、その各駅ごとで精査をしていただいて、運営会社と調整していただけないかどうか、御見解を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先日の他の議員さんのほうからの質問に対しまして、お答えしました500メートル以内というところがございますが、こちらにつきましては抑制方法についての例を示したものでございまして、まだそれをすると決めたというところではございません。一つの例として申し上げたものであって、今後、効果的な方法について検討をするとして答弁したものでございます。

2点目の一時利用の収容台数の確保が重要であるとの見解についてでございますが、一時利用につきましては、買い物客や雨天時などの一時利用する方を主として設定しているものでございまして、利用する方がスムーズに駐車できることが大切であると認識してございます。市報等で、駅からおおむね800以内の方の自転車利用の自粛のお願いをしておりまして、近距離の方には自転車利用の自粛を推進することが重要であると考えてございます。

また、一時利用と定期利用のバランスが悪いのではないかとということでございますが、先ほどから何度も答弁を差し上げてますが、総合計画の整備目標台数で、一時利用はおおむね2割程度としてございます。各駅利用者のニーズによっても多少の違いは出てくるかと思いますが、計画では一時利用の台数確保を2割を基準として調整してきたものでございます。設定は西武鉄道との協議の結果でございまして、現在のような数値になってございます。今後も西武鉄道さんとは定期利用をふやしていただくよう、協議はしていきたいということ

で考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 現状の市内各駅周辺の自転車等駐車場は、今現状、それはハンドル同士が重なって、自転車を動かして取り出すのが困難であったりとか、また朝、預けた場所に自転車がなくて、自分の自転車を探すのに苦労されている方というのがたくさんいらっしゃるんです。今自転車等駐車場に対して、市民からの要望ですとか苦情ですとかあるかもわからないですが、そんなに多くはないですよ。多くあるんでしょうか。でも、私的には、それは無料だから仕方がないよねと。半分諦めてるといえるか、無料で置かしてもらってるんだから、ここは我慢しとこうよという感じだと思うんですね。これが有料化となれば、使い勝手が悪かったりですとか、あと例えば自分は一時で預けたいけれども、置き場所がなくて預けられないですとか、あと高い自転車なのに土ぼこりで、何かすごい汚くなっちゃったとか、さまざまなことに対して今以上の要望ですとか苦情、クレームというんでしょうか、それが数多く発生するという可能性があると思うんです。

当市の自転車等駐車場が安全性、利便性、快適性の向上に向けて質の高いサービスを提供するために、有料化が実施されるのであれば、課長が御答弁で言っていました総合計画では一時利用はおおむね2割程度と示されてるようですが、私は同じことですが、先ほど来申し上げておりに、全体的に、うちの市の駅の全体的に、何か一時利用と定期利用の総合計画、2割程度で一時利用はオーケーにしても、その各駅のニーズというのは違うと思うんですね。でも、本当に何か全体的にちょっと収容台数のバランスが悪いんじゃないのかなというふうに思いますので、ぜひその各駅ごとに調整をしていただきたいというふうに思います。

これ、私がこう言うのも変なんですけど、定期利用というのは、置けなかったら一時利用にも預けられるじゃないですか。でも、一時利用の方は定期利用に預けられないんですよ。ということは、どこにも預けられない状況になってしまうと困ると思うんですね。一番大切なのは、先ほど来、御答弁の中でも運営者との協議、調整がなかなか図られないっておっしゃってましたけれども、一番大切なのは運営者ではなくて、利用者となる市民の皆さんなんです。ぜひとも利用者の立場に立った安全で快適な利便性の高い自転車等駐車場の整備推進と、今まで申し上げたさまざまな調整、運営者との調整を積極的に、またあと5月から工事が始まるころもありますので、整備工事開始の時期まで時間がありませんから、迅速に取り組んでいただきたく要望して、最後に市長の御見解を伺います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと御意見をいただきましたけども、今回の自転車の駐輪場の整備につきましては、市民の皆さんの利便性、あるいは駐車場環境の整備、改善ですね、それからあと放置自転車等、いろいろとあるかと思いますが、今のいろんな御意見いただく中で、私どものほうで最も市民の皆さんにとってよいと思われるような方策を、打っていければというふうに思っているところです。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、現状のままですと、そんなに最も市民の方にとって方策的によいとは思いませんので、調整をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時49分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 木戸岡 秀彦 君

○副議長（中間建二君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、平成29年第1回定例会での一般質問を行います。

今回は5点について質問をさせていただきます。

第1点目は、ひきこもり対策についてであります。

厚労省では、ひきこもりをさまざまな要因の結果として、社会的参加、義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交流を回避し、原則的には6カ月以上、家庭にとどまり続けている状態、他者と交わらない形で外出をしてもよいと定義をしております。それが、平成27年8月の厚労省の調査データで約26万世帯に上ると推測されております。また、民間の社会復帰支援センターの調査によると、20歳以上の大人のひきこもりは162万人以上、予備軍を含めると300万人以上と言われております。ひきこもりは本人の人生に影響を与えるだけではなく、社会的な労働力の損失と地域の活力の低下にもつながり、深刻な問題であるといえます。また、ひきこもりは長期化、高齢化の傾向もあり社会問題になっています。だからこそ、社会復帰に向けた支援が必要であると考えます。

ここで、お伺いいたします。

①ひきこもりの現状と認識について。

ア、市で把握しているひきこもりの状況と内容について。

イ、他市の状況について。

ウ、現状の取り組みと課題について。

②実態調査の実施と支援策について。

第2点目は、小中学校のトイレの洋式化及び整備についてであります。

小中学校の洋式化については、過去、一般質問で3回取り上げ、会派でも予算要望し、設置を提案をしてみました。その結果、洋式トイレプレゼントにエントリーをし、見事、第五小学校、第六小学校の2校が当選し、床シートを含め、昨年夏に設置をされました。また、市の取り組みにより、試行的に第一小学校、第五小学校に洋式トイレが設置され、大変喜ばれ、感動が広がっております。しかしながら、当市の小中学校の洋式化は他市に比べ大変おこなっているのが現状であります。小中学校は、災害時には地域の重要な避難拠点にもなります。本年1月23日、公明党会派として市長に対し、小中学校のトイレの推進に関する申し入れをさせていただきました。

ここで、お伺いいたします。

①公明党は、トイレの洋式化のための財政措置を強く要望し、その結果、東京都の2017年度予算に、小中学校トイレの洋式化のために13億5,200万円が計上され、市の財政負担が軽減されることになりました。この機会を逃すことなく、積極的な取り組みが必要と考えます。

ア、小中学校の洋式化率について。

イ、現状の認識と課題について。

ウ、今後の実施計画について。

第3点目は、公共施設のトイレの洋式化及び整備についてであります。

①東京都は高齢者や障害者など誰もが使いやすいトイレのため、公共施設のトイレの洋式化を加速させる方針を明らかにしました。本市においても、安心安全で快適な整備が必要と考えます。

ア、各公園及び東大和市駅前の洋式トイレの設置状況について。

イ、芋窪集会所の洋式トイレの設置状況について。

ウ、今後の実施計画について。

第4点目は、休日保育についてであります。

一昨年、年末保育を実施し、昨年12月1日から本年3月31日まで、試行的に休日保育が実施をされております。東大和市は、子育てしやすいまちと聞き、本市に転居してきたというお話を複数お聞きしております。大変喜ばしいことだと思います。本市は、子育て支援に対し、積極的な取り組みの積み重ねにより、共働き世帯で子育てしやすいまち、ランキング、全国4位という結果になりました。共働き世帯が多くなり、休日保育のニーズも高まっております。「日本一子育てしやすいまちづくり」を推進していく上で、今後ますます重要な施策だと考えております。

ここで、お伺いいたします。

玉川上水保育園の利用状況について。

②現状の課題及び問題点について。

③今後の取り組みについて。

④他園での実施について。

最後に、第5点目は広告事業による財源確保についてであります。

市の財政確保においては、当市でもさまざま取り組みをされていると思います。広告事業は、各自治体も多岐にわたり取り組みが行われ、貴重な財源確保になっております。市においては、この広告事業をさらに拡大できると考えております。

ここで、お伺いいたします。

①現状取り組んでいる内容及び効果について。

②現在の広告収入の状況について。

③今後の対象拡大と見通しについて。

壇上での質問は以上とし、再質問は御答弁を踏まえ自席にて行わさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[20番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、市で把握しているひきこもりの現状についてであります。市では青少年課と健康課において東京都のひきこもりサポートネットの訪問相談の申し込み窓口を担当するとともに、事業の情報提供と周知を図っております。今日まで訪問相談の申し込みや、市で実施しております精神科医によるこころの健康相談において、ひきこもりに関する相談はありませんでした。本市を管轄する東京都多摩立川保健所では、精神保健福祉専門グループワーク事業が実施されており、平成27年度のひきこもりの家族を対象としま

したグループワークの参加実人数は19人、本人を対象としましたグループワークの参加実人員は10人とのことであります。なお、各市の人数の内訳については公表されておりません。

次に、他市の状況についてであります。東京都が行う若者社会参加応援事業のうち、社会体験活動支援を立川市に所在するNPO法人育て上げネットが実施しているとのことであります。また、立川市には東京都が設置しました地域若者サポートステーションにおいて、働くことについてさまざまな悩みを抱えている15歳から39歳までの方を対象に、就労支援を行っているとのことであります。

次に、現状の取り組みと課題についてであります。市では東京都が行うひきこもりに関する相談や支援事業について、市民の皆様へ情報提供を行い、周知に努めております。ひきこもりは、社会的要因のほか病気や障害など多様な背景を有しておりますことから、ひきこもりについて市民の皆様には正しい知識や理解を持っていただき、早い段階から必要な支援が受けられるよう、適切な情報提供や普及啓発を充実していくことが必要であると認識しております。

次に、実態調査の実施と支援策についてであります。実態調査につきましては内閣府が平成27年度にひきこもりを初めとしたさまざまな困難を有する子供や若者に向けて、地域支援ネットワークの構築などを目的とした若者の生活に関する調査を全国の満15歳から満39歳までの方と、その家族を対象に、無作為抽出により実施しております。支援策につきましては、東京都においてひきこもりに関する相談や支援事業を実施しております。市におきましては、これらの事業の情報提供と周知に努めているところであります。

次に、小中学校のトイレの洋式化及び整備についてであります。快適な環境のもとで施設が利用できることは大変重要であると考えております。引き続き施設の環境改善に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、各公園及び東大和市駅前の洋式トイレ設置状況についてであります。公園のトイレにつきましては27カ所、51基の大便器が設置され、このうち洋式便器は15基であります。東大和市駅前トイレは6基の大便器のうち、洋式便器は誰でもトイレの1基であります。

次に、芋窪集会所の洋式トイレの設置状況であります。男子トイレには和式便器1基、女子トイレには洋式便器1基及び和式便器1基を設置しております。

次に、今後の実施計画であります。東大和市駅前及び公園等のトイレにつきましては、改修などの予定はありませんが、狭山緑地の管理事務所につきましては建て替えを計画しておりますことから、トイレの洋式化に努めてまいりたいと考えております。芋窪集会所につきましては、他の市民センターや地区会館の状況も踏まえ、トイレの洋式化を検討してまいります。また、平成29年の東京都の主要施策でありますトイレの洋式化の推進の状況につきましては、注視してまいりたいと考えております。

次に、玉川上水保育園の休日保育の利用状況についてであります。休日保育につきましては平成28年12月から試行しているところであります。利用状況であります。平成28年12月が5回で延べ35人、平成29年1月が5回で延べ23人、2カ月で合計延べ人数が58人となっております。

次に、休日保育の現状の課題及び問題点についてであります。利用実績から計算しますと1日当たりの利用者数は5.8人となり、運営されている法人としては経費面で厳しい状況があると考えております。

次に、今後の取り組みについてであります。事業開始時には保育施設利用者の全保護者にアンケートを実施し、事業開始時のPRも全保護者に個別に実施したところであります。平成29年度も同様に保育施設利用者の全保護者に個別PRを行ってまいります。また、平成28年度は休日保育の試行という形で実施しましたが、

29年度におきましては申請方法等を検討の上、本格実施へ移行する予定であります。

次に、休日保育の他園での実施についてであります。現在は利用者数が少ないことから、他園での実施につきましては、今後、玉川上水保育園での利用状況の推移を見て検討したいと考えております。

次に、広告事業による財源確保の内容及び効果についてであります。現在、市の資産を広告媒体として活用し、歳入の確保、歳出の縮減に努めております。その内容としましては、市報などの市で発行する印刷物、ホームページ、広報のための設備、機材の設置を含めました公有財産など10媒体で実施しております。また、その効果としまして、これらの取り組みにより年間約500万円の財源確保をしているところであります。

次に、現在の広告収入の状況についてであります。広告事業導入当時の約100万円の収入から、広告媒体をふやすことなど積み重ねた結果、平成28年度の広告事業の収入としましては、約500万円を見込んでおります。

次に、今後の対象拡大の見通しについてであります。広告収入おけます広告掲載可能な媒体、金額につきましては、設置場所や集客数など、広告価値の度合いにより影響を受けます。このような中、平成28年11月から庁舎1階市民ロビーにチラシ広告を掲出するためのラックを設置し、月額1万500円の財源を確保したところであります。また、既存の媒体で広告掲載数をふやすことなどを予定しております。引き続き財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 小中学校トイレの洋式化についてであります。小中学校の洋式化率につきましては、国の公立小中学校施設のトイレの状況調査におきまして、平成28年4月1日現在、当市の洋式化率は31.8%でございます。

次に、現状の認識と課題につきましては、便器の洋式化に関する要望を特に多くいただいております。快適な環境のもと学校生活を送る上で便器の洋式化は必要であると認識しております。また、洋式化率につきましても、さらなる向上が課題であると考えております。

次に、現時点での実施計画におきましては、平成29年度は小学校2校、平成30年度と31年度はそれぞれ小学校3校でトイレの洋式化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 御答弁、ありがとうございました。

それでは、随時、再質問をさせていただきます。

まず、ひきこもりの対策について、ひきこもりの現状と認識についてのアの市の把握しているひきこもりの状況の内容についてでありますけれども、今回、私、ひきこもりについて取り上げましたのは、私の知る限りでもひきこもりの方がおり、長期化をしております。また、市民の話の中でもお聞きをいたします。ひきこもりは、なかなか表面に出てこないため見落としがちですが、ひきこもりの増加は地域の活性化を妨げるだけではなく、高齢家庭の負担にもなっております。だからこそ支援の取り組みが必要であると思ひ、今回、質問をいたします。

NPO法人の全国規模でひきこもりを取り組んでいるKHJ、全国ひきこもり家族会連合会、KHJは家族・ひきこもり・ジャパンということがあります。この2015年から2016年の調査で、ひきこもり本人の年齢は平均32.7歳、最も多い年齢は40歳代という結果が出ております。2010年度以降、複数の自治体も調査をしてお

りますけれども、40歳代での割合が4割から5割を占めております。昨年発表された内閣府の調査でも、ひきこもりの期間は7年以上と最も多い結果となっております。先ほどの御答弁でも、ひきこもりに関する相談はこれまでにはないということでしたけれども、市として今までひきこもりに対して何か取り組んだことはありますでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 市といたしましては、取り組み等は行っておりませんが、ひきこもりにつきましては、福祉、教育、青少年関係の個々で対応を行っております。また、健康課、青少年課が市の相談窓口として東京都が行っておりますひきこもりサポートネットワークへの連絡を行っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

行っていないということですが、これ実は、先日、過去、平成26年から28年間で計3回、ひきこもりに対する講座が蔵敷公民館で開かれたとお聞きをしました。聞くところによると、ひきこもりをタイトルに出すと参加しにくいということで、「生きづらさを抱えた子ども・若者に寄り添うために」というタイトルで開催をされたとお聞きしました。30名の定員で七、八名の参加であったと聞いておりますけれども、これに関しては何か詳細は御存じでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 蔵敷公民館で3年度、3年間にわたりまして開催したということはお聞きしてるところでございます。今、木戸岡議員がおっしゃったテーマは、平成27年度のテーマということで、26年度は「不登校を支える」、それから28年度が「やる気を引き出す思春期コミュニケーション」と題したテーマで、それぞれ3回から2回ということで講座を行ったというところがございますけれども、やはり参加者がすくなく少なかったというふうに聞いております。なかなか若い世代について周知する、PRするには今後どうしていったらいいかというような課題はあるというふうに聞いてるところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

テーマが3回に分けてということでしたけれども、七、八名参加ということ自体は、逆に、この人たちやっぱり悩みを抱えての方が参加してるということは、これ非常に大事なことだと思います。先ほど言いましたように、ひきこもりというのは、当然高齢化も進んで長期化になっております。そういった意味での対策というのが必要であると感じますけれども、内閣府とか厚労省でひきこもりの調査というのが、結果が発表になっておりますけれども、当市のひきこもりの想定数というのはわかりますでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 市の総数につきましてはわかっておりませんが、東京都が行った調査では、東京都全体で約2万5,000人のひきこもり者がいるという推計結果は出ているところがございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

東京都で2万5,000人ということで、市としてどのぐらいいるのかわからないということですが、先ほど御答弁で青少年課と健康課に東京都のひきこもりサポートネットワーク、訪問相談ですか——の窓口があるということで、情報提供の周知を図ってるということですが、この情報提供というのはどのようにされているのでしょうか、お伺いします。

○青少年課長（中村 修君） ひきこもりの情報提供でございますが、ひきこもりの本人の基本状況につきましては、成人の場合は一時、受け付け時でも求めておりません。相談者、家族におかれている場合の状況につい

ては、相談者に係る情報の提供の同意を得て、情報を収集することになっております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

この東京都のサポートネットワークですけども、この期間、市との情報提供とかやりとりというのは今までにあるんでしょうか。

○青少年課長(中村 修君) 健康課と青少年課のほうには問い合わせがありませんので、今のところありません。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) このひきこもりですけども、なかなかやはりわかりにくいというか、公表しづらいという部分もあると思うんですけども、やはり市報とかホームページ、広くこのひきこもりに対しての相談に対しての窓口を広く広報することによって、いわゆる当市でも悩みを抱えている家族、本人が相談もふえるんではないかと思えますけども、いかがでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 窓口は設置してるということでございますけど、なかなか周知が図られてないのかなというところでございます。なかなか青少年課のほうでは、専門職おりませんので、やはり健康課等に、やはり専門職おりますので、やはり現在は保健所等につなげるということになるのかなと思っておりますけれども、その辺、まずは身近な市役所ということでありまして、青少年課とか健康課のほうにおいていただくような、PRしていく必要あるかなというふうには認識してるところでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

なかなか広報がされていないので、やっぱり今後その広報の仕方によっては、これは他市の自治体でもさまざま取り組みが行われておりますので、後ほど御紹介をさしていきたいと思えますけども、ちょっと次に進みたいと思えます。

先ほど立川の保健所の事業ということでお話がありましたけども、このひきこもりの家族を対象にしたグループワークの参加は19人、本人対象は10人ということですけども、このグループワークの内容について伺いをいたします。

○健康課長(志村明子君) 保健所が行うひきこもりに関するグループワークの詳細でございますけども、まず親を対象にしたグループワークにつきましては、グループワークの中で保護者の方が自分の悩みなどを話すことによって、孤立感が解消されたり、また解決のためのヒントを得ることができるような、そういったようなものを中心に行っているとのことでございます。また、当事者につきましては、楽しめるようなものを中心ということで、レクリエーションやゲームなどを取り入れながら、広範にグループワークを行い、人づき合いが苦手な方が人づき合いをするような、そういった練習を兼ねたものを行っているとのことでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

この本人のひきこもりに関してですけども、このグループワークで行ったということですけども、先ほど答弁では内訳というのは、公表ということはないということでしたけども、これ当市から参加してるということは、これに関してわかりますでしょうか。

○健康課長(志村明子君) グループワークの当市からの参加についてでございますけども、これまでグループ

ワークの問い合わせにつきましては、子ども家庭支援センターや障害福祉課、また地域生活支援センターのウエルカムなどからお問い合わせはいただいているとのことでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

続きまして、伊の他市の状況についてですけれども、立川市にあるNPO法人育て上げネットへの支援というところでお聞きをしておりますけれども、ほかに立川保健所管轄内での他市の状況がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○健康課長（志村明子君） 東京都多摩立川保健所管内は6市でございます。6市におきまして、特にひきこもりに関する取り組みのほうは、当市と同様、行っておりません。当市と同じようなところの健康相談を行っているのは、国分寺、1市という形で把握してございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

なかなか取り組んでいないという現状が、お聞きをしましたが、町田市では、町田保健所方式というひきこもりの当事者を対象にしたアンケート調査を実施をしておりますけれども、これに関しては御存じでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 町田市の町田保健所方式についてでございますけれども、町田市は中核市、政令都市として市が保健所を設置することとなっております。その観点からですと、多摩立川保健所と同様に専門的な、技術的な業務を行う、そのための一環として調査等を行ったというふうに把握しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この町田市ですけれども、この保健所方式というのは、全国で初とかということをお聞きしておりますけれども、実はひきこもりについては社会状況の変化に伴ってさまざまな要因が挙げられます。私もいろいろ調べましたが、ひきこもりのきっかけの3大理由、ほぼ多い理由は、職場になじめない、病気、就活失敗と言われております。町田市の保健対策課が2012年度から5カ年計画の重点事業として、ひきこもり者支援体制事業の取り組み報告の調査を取りまとめました。市内の20歳から64歳の市民の中から無作為に抽出した2,000人を調査し、820件の回答がありました。その結果、周囲にひきこもりがいるが30%、20代が37.8%、30代が31.1%、40代が17.8%、50代以上が13.3%と。また、このひきこもりに関してですけれども、支援機関の存在がほとんど知られていないという、このアンケート調査でわかっております。

あと幾つか御紹介をしたいんですけれども、愛媛県の松山市がございまして。昨年の9月にひきこもりの状態を把握するために、民生委員を対象に初の実態調査が行われました。先ほど触れましたKHJ家族会ですけれども、この愛媛県の事務局長と連絡をしまして、話を私にさせていただきました。この調査については、松山市、初めてということで、愛媛新聞のトップ記事として掲載をされたそうです。調査の結果、民生委員が把握しているひきこもりは183人、男性が129人、女性が49人、無回答は5人と。ひきこもり期間が5年以上が127人で、中高年齢が多く長期化している現状がわかりました。今回この調査を行いましたけれども、この事務長とお話しして、このひきこもりというのは、どちらかというと隠していることが多くて、潜在的にはかなりいるというお話をされておりました。この結果を基礎資料として、今後、支援体制の整備に利用したいということでありました。

また、奈良県ではひきこもりが約4,000人弱、県内ではひきこもりの相談窓口を設置、これ2年前ですけれども、2015年の4月から始めて8カ月間で電話相談が576件、来所相談が238件、相談人数が180人ということで、これ月を追うごとに相談が増加をしているということがあります。やはりこのひきこもりに関して、アピールという言い方はおかしいですけども、広報の仕方によって、やはり今ひきこもりで悩んでいる本人、家族に対して、やはりそういった後方支援ということが大事ではないかと思えます。

それで、当市でまずは支援に向けて実態調査を行うべきだと思いますけれども、この点に対してはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 対象が15歳以上からそれ以上、かなり35とか四十幾つとか、いろいろな年齢の区分あるかと思えますけど、なかなかいろいろな調査の一環でやるというのも、なかなか難しいのかなと思っておりますので、これ自体の調査というのは、全国レベルでおととしの暮れでしょうか、ただ母数が5,000ぐらいしかないというのも聞いておりますので、それがおりてきたときには、市のほうでどのように協力ができるのか、ちょっとまだわかりませんが、そうすると市のもう少し詳細な、母数もっと多いような調査をやっていただければ、市の実態もよくわかってくるのかなと思っておりますので、何分、先ほど課長のほうでも申し上げましたけど、大体都内で2万5,000人ぐらいいるのかなというようなレベルでございますので、当市に今その割合で、人口比の割合でいるのかということも、果たしてどうなのかなと思っておりますので、機会を捉えて、なかなかひきこもりに特化して調査をするというのは、なかなか潜在的な方もいっぱいいるというようなお話もございましたので、そうするとなかなか実態はつかめないのかなと思っておりますので、大々的に東京都全体でやるような調査とかがあれば、やはりその中で協力をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

しかしながら、各市でもやっぱり先進的に、この取り組みをしている自治体もあります。近くでは、先ほど御紹介をしました町田市がアンケート調査を行っております。先ほど保健所方式と、また市として2,000人を対象にして、その項目等も、できればそういうものを参考にしながら、今後、前向きに積極的に進めていただきたいことを要望したいと思います。

じゃ、この1点目は終わりました、続きまして小中学校の洋式の及び整備についてでありますけれども、洋式化については今まで要望が多く、速急の改善を私も求めてまいりました。東京都による小中学校のトイレの洋式化の促進は、子供たちに目を向けた適切な判断だと私は思っております。この小学校の洋式化率についてですけども、先ほど御答弁で東大和市は31.8%のことですけれど、改めて現状の市の認識についてお伺いをいたします。

○建築課長（中橋 健君） 当市の洋便器化率31.8%ということで公表されておりますが、東京都全体で見ても低い位置におりますので、現在進めております小学校での洋式化、これをまずは順調に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 洋式化率に関しては、東京都では今、現段階では54.2%、全国平均でも43%になっております。東京都は2020年までに80%という目標をしておりますけれども、当市の具体的な目標が示されていけばお伺いいたします。

○**建築課長（中橋 健君）** 当市の具体的な目標としましては、現在進めております小学校でのトイレの洋式化、こちらを順調に進めまして、現在の約30%ですね、約40%という数字に向上させたいと現段階では考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 40%、全国平均でも43%ですので、加速をしていただきたいと思うんですけども、やはり洋式化トイレは、かなり今、東京都でも予算がついてかなり注目をされております。今まででもさまざま要望がありまして、さまざま私どもの会派の議員からも、一般質問等、代表質問等でも要望さしていただきましたけども、先日、何カ所かお伺いをしてお話を聞いてまいりました。洋式トイレの設置率91.4%、非常に高い調布市の教育委員会にお伺いをしまして、取り組みについてお聞きしてまいりました。

やはり市民、PTAからの要望が根強く、洋式に子供が並び時間がなく、使用できない子供は我慢して家で使用する子がふえており、アンケート調査を行い、いち早く洋式トイレの設置に取り組んでおります。調布市は構造上の問題で、1校だけですね、50%を切っておりますけれども、100%のところも何校も今出てきております。当市でも我慢をして家で使用する子も現におります。我慢することによって、健康及び学力にも影響をします。また、調布市では体育館も避難所になるということで、平成27年度から洋式化設置を進めております。また、近くの福生市ですけれども、福生市も非常に洋式トイレを積極的に進めておりますけれども、71.2%、10年前より取り組みを強化をして、公園の洋式化にも今取り組んでいるという状況です。清瀬市は66.1%の設置率で、この清瀬市に関しては学校の、各学校さまざま改修工事があると思っておりますけども、この改修工事とともに、そのときに洋式化を推進し設置が進められているということをお聞きしました。また、これは東京ではないですけども、横浜市は2020年までに、3月までに全トイレの洋式化を目指して、未設置の学校には多目的トイレを設置をするということで進めております。

当市の今後の実施計画についてですけれども、計画では29年度に2校での実施ということですけども、設置の選定基準というのはどのようになっておりますでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 洋式化する学校の選定基準でございますが、まず優先する学校といたしましては、1年生1人当たりの洋式の便器数が少ないトイレの学校等、こちらを優先して決めていきたいと考えております。いずれにいたしましても、新1年生の児童数、こちらの数を把握して決定していきたいと考えております。以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 試行的に実施をしました一校と五小ですけれども、1年生を対象に設置をしたということですけども、現在1年生の対象で洋式になっていない学校はどこになるでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 28年度に行いました第一小学校と第五小学校、こちらの学校以外の小学校、残り8校でございますが、こちらの学校ではまだ洋式化が余り整備されていないところがございますので、今後、進めていきたいと考えております。なお、トイレの過去に大規模改修をいたしました第二小学校と第四小学校におきましては、1年生の教室をこのトイレの近くに配置して利用できるように配慮してございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** あと29年度、設置する学校ですけども、2校ということですけども、設置の学校は決まっておりますでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 現段階では、新1年生の人数を把握して決定したいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) いつごろ決まる予定ですか。

○建築課長(中橋 健君) 4月1日には、恐らく人数はまず確定してるかと思っておりますので、その時点で決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) わかりました。

あと設置が、何カ所設置をするのか伺います。

○建築課長(中橋 健君) 学校によって、現在の和式便器の数が違いがございますので、予算の範囲内で学校と調整しながら、洋式化便器にする数については決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) わかりました。

先ほどの設定基準ということですが、私がお聞きしたのは、市のほうにも話が来ていると思っておりますけれども、第十小学校に通われている親御さんからよくお話を聞くんですけれども、要望をお受けしています。十小の洋式化を含め、悪臭対策を早急にしてほしいということでありました。また、先生からも強い要望もいただいております。あと十小は、他校に比べ、設置や順番からいくと5年後になるという話も聞いたそうです。そこまでは待てないということで、私も十小に関しては前回見させていただきました。やはり改善に向けて取り組みを、ぜひ進めていただきたいと思っております。この点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 現在のトイレの洋式化についての進め方というのは、課長から御説明した形で進めてまいりたいと現時点で考えております。十小の保護者、あるいは子供たちからというような声もあるということがございますけれども、私どもも、まずは小学校1年生が、洋式トイレ、近くにない学校を先に、また数が少ないというんでしょうかね、比率的なものも含めて総合的に判断していきたいと考えております。また、今、十小は5年後にとかいうお話が出てるということですが、私どもの事業を進めてる部署としては、まだ具体的な計画だとか順番というものは決めてもいませんし、公表もしておりませんので、そのような、ちょっと出どころはわかりませんが、これからも時々状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひ、積極的に進めていただきたいと思っております。

また、平成30年、31年は3校ということですが、この機会をチャンスと捉えて、ぜひ取り組みを強化し、校舎内、体育館のトイレも含めて洋式設置を、ぜひ加速をしていただきたいと思っております。

最後に、市長の御所見をいただきたいと思っております。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 学校のさまざまな安全面、そして環境面での子供たちの学びやとしての整備ということには、東大和市として力を注いできております。今回のトイレに関しましては、今体育館というお話もございましたが、まずは耐震補強工事に伴い、これまでも必要があった場合には、体育館のトイレも洋式化した学校などもございます。そのようなことから意識して進めたいと思っております。まずは、現在進めてる小学校のトイレ、特に主に1年生が使用するトイレの洋式化を着実に進めていきたいというのが現在の計画であります。

また、先日、他の議員からの御質問に対しまして、市からお答えをしておりますけれども、26市の中でもトイレにつきましては東大和市、整備がまだ課題となっておりますので、一部試行で改善に着手をしております。

けども、今回、東京都の補助制度が追い風となることになれば、前向きに検討していきたいということで情報収集、またその時々計画について前向きに考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 冒頭でも私、述べましたけれども、今回、東京都の予算で洋式トイレに対して全体で38億円という、小中学校に対しては13億5,200万円という予算が計上されております。やはりこの機会を逃さないということが大事じゃないかと思えます。先ほど御答弁いただきましたけれども、やはりまだまだ東大和市は31.8%、多摩地区、東京都でも日の出、三宅島に続いてワーストスリーという状況であります。そういった意味では、しっかり加速をして設置を強く要望したいと思います。

続きまして、公共施設のトイレの洋式化と整備についてでありますけれども、まず初めに東大和市駅のトイレについてですけれども、男女とも和式で誰でもトイレが1基とのことですけれども、現状を見ると誰でもトイレは健常者が入りにくい、車椅子のマークの表示になってます。東大和市の玄関である駅前のトイレこそ、快適に使用できる洋式トイレが必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 東大和市駅前のトイレに関しましては、過去にも一般質問等で改修をというふうなお話も出ているのは、担当部としても十分承知はしております。そのようなことからというわけではございませんが、民間の団体の方の御協力を得まして、トイレの清掃ですとか使いやすいトイレへということで、絵を描いていただいたりですとか、工夫を加えてきているところでございます。抜本的な改修ということになりますと、やはり建て替えということにもなりますので、なかなか財源的な問題等もありまして、現在は計画等もないところでございますけれども、このトイレをつくった当時は、誰でもトイレという形ではなくて、多分、過去の経緯から障害者用のトイレという形での築造というふうな形になっているのかなというふうには思っております。当然改修の際、また建て替え等におきましては、市民の皆様、こういったところの駅等を御利用の方々におきまして、利用しやすいトイレというふうなことは考えているところでございますが、現状なかなか難しいところでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) そのような今、御答弁いただきましたけれども、この誰でもトイレですけども、先ほど以前つくったので、なかなか障害者用という形ということで、私も行こうとしたら、どちらかというとか何か入りづらいんですね。障害者用のマークがつけてあるだけです。やはり誰でもトイレですから、やはり誰でも入りやすい工夫を、別にこれは予算がかかるわけでもありませんので、ぜひこれに関しては取り組んでいただきたいと思えます。この点については、どうでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 市民の皆様が使いやすいということで、その表示等につきましては、内部で検討しまして、実施できる点は実施をしていきたいというふうな考えてございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) よろしく願いいたします。

あと続いて公園のトイレですけども、再度、何か所か私も見させていただきました。清掃の御苦労の跡が見えまして、上仲原公園の西側男子トイレも1カ所、洋式になっておりました。本当にありがとうございます。公園のトイレは27カ所、51基、洋式が15基ということですが、今後、特色ある公園づくりにしていくという指針が示されておりますけれども、狭山緑地に関しては管理舎の建て替えに伴い、洋式化をしていくという予定の答弁がございました。他の公園については、改修の予定がないということでしたけれども、今後検討

することはないのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありましたとおり、特色ある公園の整備、今この整備をする公園の選定をしているところでございます。こういったところの中で、当然その整備をする公園が決まっていき、そのところにトイレがあるということになれば、そういったところも含めて検討を加えていく必要があるというふうには考えてございます。また、現在、特色ある公園の整備公園につきましては、まだ確定してないということもございますので、今後の課題というふうには考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

この公園に関してですけれども、先ほど少し紹介をさせていただきましたけれども、洋式化が進んでいる福生市の公園と昭島市の公園、6カ所ほど私も見てまいりました。大小問わず、公園も洋式化が進んでおりまして、小規模公園は誰でもトイレになってます。見たのはごく一部ですけれども、特に福生市の担当部署の方のお話を聞きましたところ、順次、洋式化にしていこうということでありました。先ほど小中学校の洋式トイレ、これが優先、私もどちらかという小中学校の洋式化トイレ、優先だと思いますけれども、やはり市民が安心して、安全で使えるトイレ、洋式等、積極的に進めていただきたいと思います。

この3点目に関しては、3点目の公園については以上で。

続きまして、芋窪集会所の洋式化についてですけれども、まず初めに、昨年、一般質問で公共施設の洋式化の件を取り上げさせていただきました。フロアに洋式化されていない新堀地区会館に洋式トイレが設置をされました。本当にありがとうございます。そのとき答弁をいただきましたけれども、現段階では、あとフロアに洋式化されていないのは芋窪集会所の男子トイレだと思いますが、この点はよろしいでしょうか。

○市民生活課長（大法 努君） 議員のおっしゃるとおり、芋窪集会所の男子トイレでございます。あと公共施設のトイレの洋式されていないフロアという意味で捉えますと、新堀地区会館2階の男子トイレ、こちらのほうには和式トイレしかないというのが現状でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 芋窪集会所の洋式化は、他の市民センターや地区会館の状況を踏まえ、洋式化を検討していくという答弁もいただきましたけれども、他の施設の洋式化を含め、実施をしていくという認識でよろしいでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私どもの所管します施設、多数ございまして、トイレ以外にも老朽化等で早急に修繕や更新しなきゃいけない建物関係、それから設備関係、いっぱいございますので、その中で限られた予算の中で、優先順位を勘案しながらトイレの洋式化につきましても、その中におきまして今後検討してまいりたいというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この地区会館を含めて、公共施設は何年かに1回ずつ洋式化をされてるというのは、私もお聞きしております。そういった意味では、芋窪集会所の住民の方からも言われておりますし、そういった意味では積極的に推進を、設置をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あとまた洋式を進めていく上で、最近ではオストメイト対応トイレが設置されるようになってきました。オストメイトとは、直腸がんや膀胱がんで臓器に機能障害を負い、手術によって人工的に腹部への人工肛門や人

工膀胱の排せつ口を造設した人を言います。オストメイトの人は、括約筋がないため、便意や尿意を感じたり我慢することができないため、便や尿をためておく袋を装置をしております。排せつ物は一定の時間ごとに便器や汚物を流し、捨てる必要があります。このとき袋や腹部を洗浄する必要があります。当市でも設置しているところがあると聞いておりますけれども、国内にはオストメイトが20万から30万人いると言われておりますけれども、設置の推進を要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 小中学校におけますオストメイトの状況につきまして御答弁、差し上げます。第八小学校の増築をした際に、増築校舎に2カ所、設置をいたしました。また、第三中学校の体育館におきまして、耐震補強工事に伴い、便器の取り外しが必要となりましたので、その際に1カ所、設置いたしました。あと第四小学校に1カ所、設置しております。このように、基本的にはトイレの大規模改修等が生じた際にあわせて、誰でもトイレの中に設置するよう考えております。

以上でございます。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 市長部局のほうでは、本庁の2階のそこでございますね。耐震工事のときに、そちらに、2階に、エレベーターの裏ですけども、そちらにあるということでございます。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 誰でもトイレというのは、ほとんどこのような構造になってるのでしょうか。

○**都市建設部長（内藤峰雄君）** 東京都の福祉のまちづくり条例等にもうたわれてるように、今後、施設改修していくときには、誰でもトイレというようなところには、そういう設備をしていくというようなことで基準が設けられております。新設される施設等には、なるべくそういったことの視点も持って、整備していくことを検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

私も、オストメイトを聞いて、市内ではこういうトイレはないのかなと思っておりましたら、幾つかあるということで安心しました。さらに推進をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思いません。

続きまして、4番目の休日保育についてでありますけれども、玉川上水保育園の利用状況についてですけれども、現在、昨年12月1日から3月31日まで、試行的に実施をされております。休日保育に関しては利用者の方から大変喜ばれております。先ほど12月と1月の利用状況を答弁いただきましたけれども、2月は終わりましたので、2月の利用状況を教えていただけますか。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 休日保育の2月の実施状況でございます。5日間、行いまして、合計で26名の御利用です。ですので、12月と1月と2月、合計しまして84名、1日平均5.6人ということになっております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

5.6人ということですね。

この休日保育に関してですけども、その後、市民から要望とか問い合わせ等は入っておりますでしょうか。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 主に玉川上水保育園のほうで受付窓口をしていただいておりますので、特に私のほうには届いておりません。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) わかりました。

あと、この現状の課題と問題点についてですけれども、利用人数に対して経費面では厳しいという御答弁がありました。この玉川上水保育園は定員13名ということをお聞きしておりますけれども、平成27年の6月に、私が初めて休日保育を一般質問で取り上げた際に、休日保育に関して過去、市は実施した調査によると、この前は平成25年の10月の調査では、2割の方が毎回または月一、二回程度利用したいと。また、平成27年の8月に実施した調査では、2,012人に配布し、1,183人の回答があつて、毎週利用したいが53人、月1回程度利用したいが316人ということでした。ニーズがあるこの希望者に対しての実績との乖離を、どのように分析をされていますでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 今、木戸岡議員が御紹介していただいたのは、おととしの平成27年の12月に、年末保育を開始するに当たりまして、その夏に保育施設を、利用している全保護者、2,000人ちょっとですけれども——を対象に、年末保育に合わせて、休日保育につきましても意向調査をしたというような結果を御紹介していただいたと思つてます。そこを言いますと、毎週、休日におきましては、休日は日曜日と祭日でございますけれども、毎週と月に一、二回は利用したいという方が3割以上、3割強いたという中でございます。数的には三百数名、何十名おりましたけれども、実際に玉川上水保育園で始めると6人弱の利用というようなところがございます。それにつきましては、保護者の皆様は、御自分が今、ふだん預けている保育園で実施していただけるなら預けたいというような要望も多数あつたのかと思つておりますけれども、現在は玉川上水保育園、一園でしかやっておりますので、距離的なこと等があるかと思つています。そのために、ニーズと大分かけ離れてるのかなというふうに思つてるところでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 親御さんに聞くと、預けたいけれども、場所が遠くて預けられないという話もお聞きしております。玉川上水保育園は駅から近く、交通は便利ですけれども、東大和市の全体から見ると西の外れに当たるということから、他園でも実施してほしいという要望がふえております。この点に対してはいかがでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 今、昨年12月から今月まで、試行でやっておるわけですが、保育園としては4月から本格実施したいというところで、今までの申請方法等も一括ではなくて毎月利用したり、申請を受け付けたりという方法にすると、少しは利用が上がるのかなというところでございます。それから、人的な受け入れ体制を整えば、13名というところも、登録でいけばもう少し倍ぐらいにふやして、その中で柔軟な利用をしていただくようなことも検討しているようでございます。ただ、この事業は保育園の本園の事業ではなくて、特別保育でございますので、他の保育園につきましても人的な手当てがなかなかできないと。やはり平日も、土曜日も含めて11時間以上保育が基本でございますので、その中で今、玉川上水の休日保育も、やはり園長は法人で3園ございますので、他の保育園の園長がかわりに応援に来たりしているような状況でございますので、一園でやっている保育園、なかなか厳しいのかなと思つてるところでございます。平成29年度に玉川上水保育園の休日保育が本格実施されると、またさらに問題点とか課題点がいろいろ出てくると思つますので、その辺は園長会、毎月のようにやっておりますので、その中で皆様方に情報提供していただいて、他の保育園でもやれそうな状況があるようでしたら、御相談には乗りたいと思つているような状況でございます。

以上です。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 3時59分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今部長がお話をされたように、やはりさまざまな御苦労があると思います。やはり休日保育に関しては、皆さん喜ばれておりますし、しっかり今後、本格的な取り組みに向けて、ぜひさらなる拡大に向けてよろしくお願いをしたいと思います。

じゃ、最後に5点目の広告事業による財源確保についてをしたいと思います。

①番目の現状取り組んでいる内容と効果についてですけれども、当市も広告事業に関してはさまざまな取り組みをされておりますけれども、この広告事業、いつから導入されたのでしょうか。また、現在10媒体で実施しているということですが、媒体の内容について教えていただけますか。

○行政管理課長（木村 西君） 広告の実施の年度でございます。当初につきましては、市のホームページから広告事業がスタートいたしました。こちらが平成19年度からスタートしてございます。

また、10媒体の内訳でございます。1点目が市のホームページ、2点目が広告映像モニター、3点目が市の広報、市報ですね、4点目が広告看板、5点目が庁舎案内板、6点目が窓口封筒、7点目が市の通知などに使います封筒でございます。8番目がくらしの便利帳、9点目が家庭廃棄物収集袋、10点目が雑紙袋となっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） かなり多岐にわたってされてるとは思いますけれども、この広告掲載についての工程というか、流れについて教えていただけますか。

○行政管理課長（木村 西君） 広告掲載までの流れでございます。広告掲載に当たりまして、広告代理店が営業に行く場合もございますが、掲載を希望する方からまずお申し込みをいただきます。その後、希望する広告の内容につきまして、市のほうで審査を実施することとなります。これらを経まして、市の承認を得た後に、各媒体へ広告が掲載されるということでございます。媒体によりまして異なりますが、申請から掲載まで数週間から数カ月かかるような状況となっております。

流れにつきましては以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この広告の効果ですけれども、この効果というのは、私は金額ではなくて掲載していただいた企業の反響及び反応をお聞きしたいんですけれども、この点に関しておわかりになりますでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 広告主側の効果ということでございますが、市が広告を実施しております目的といたしまして、広告掲載の場所を提供することで市の財源を確保することということで実施しております。

このようなことから、広告主の事業の効果というところまでは把握していない状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

私も広告業界に何十年もずっと長年、携わってきたものですから、広告代理店に委託しているということですが、今後、反響を聞き、フォローするということが継続拡大にもつながると思います。ぜひとも、代理

店に対してそのような投げかけをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 効果というところで、私どもは東大和市の収入というところで効果の額と、いろいろな好影響を考えたわけですけど、広告主の方からすれば、東大和市のいろいろな媒体を使つての広告というところで、そこに広告代理店、あるいは直接市のほうに申し込まれるということがある限り、何かしらの広告主の方は効果があるというふうに思ってます。ただ、今この広告の状況は、非常に厳しいところがありまして、広告代理店のほうからお伺いしてるのは、なかなか今までどおり広告主を集めるのは、非常に金額も、広告主の数も難しい状況になっているというのはふだんからお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） そうですか。かなり私は需要があると踏んでおるんですけども、さまざまやり方があると思いますけれども、また後ほど触れますけれども。

次に広告の収入の状況ということですけども、答弁でお聞きしましたら当初は100万円ということで、現状は500万円ということでしたけれども、導入時から売り上げの推移について教えていただけますか。

○行政管理課長（木村 西君） 広告事業の導入当初からの推移でございます。当初、平成19年から市のホームページからスタートした広告収入でございますが、当時は約100万円程度の収入でございました。その後、平成21年に広告映像モニターを導入いたしまして、これが年間で約50万円ほどでございます。また、平成22年に市報への広告掲載を導入いたしまして、こちらが年間で約96万円でございます。その後、23年2月に広告の看板でございますが、こちらが約年間で50万円でございます。また、平成24年5月でございますが、庁舎の案内板に広告を導入いたしまして、こちらが年間で約80万円でございます。その他、直接収入ではございませんが、封筒に広告を入れることによりまして、歳出の削減を図るということで、こちらの効果額といたしまして、窓口封筒、それから共通の封筒、合わせまして約25万円ほどの効果と見込んでおります。その他、家庭廃棄物有料袋につきましては約80万円ということで、現在500万円の収入を見込んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

それでは、今後の目標についてですけれども、今後の対象拡大ということで、昨年11月から1階ロビーにラックを設置して財源確保をしているということで、既存の媒体での広告掲載数をふやすということですが、これふやすというのはどのように推進するのでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 広告の掲載につきましては、現在、庁舎内の市民ロビーを中心に実施しているところでございますが、他市と比較をしましても、おおむね同様の広告で実施しているところでございます。また、広告につきましては、その設置します場所ですとか集客数によりまして広告の価値が変わってまいりまして、それらの影響を受けることとなります。このようなことから、例えば屋外ですとか、そういったところに広げるというような案もございまして、こちらにつきましては東京都の屋外広告物条例というのがございまして、そこで設置の制限があるところでございます。そのようなことから、可能な範囲で広告設置につきましては努めているところでございますが、今後も他市の状況などを見ながら拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

あと、この10媒体のうちの市報についてですけども、市報に広告が掲載されておりますけれども、この掲載件

数は決まっているのか、また毎月15日号は広告が掲載されていますけれども、1日号は掲載されていないように思いますけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市報への広告の掲載の件でございますけれども、まず市報への掲載件数につきましてでございますが、現在、毎月15日号の市報の最終面の下、2段分という言い方になると思うんですが、広告枠として確保させていただいております。そちらにつきましては、最大で6社分の広告が載るというような形で、広告代理店のほうからはお話をいただいているところでございます。

また、今お話ございました1日号の市報に広告を掲載していない理由ということでございますけれども、当市におきましては平成22年11月15日号から、15日号の最終面に広告を掲載しているところでございますが、広告を掲載して広告収入をいただく一方で、広告の掲載枠を余り広げ過ぎてしまいますと、記事を掲載するスペースにも影響を与えることとなります。そうした場合には、物理的な課題とともに、何よりも行政情報を適時的確に市民の皆様に提供させていただくという市報発行の本来の目的に影響を与えてしまうのではないかなということも考えまして、現状では毎月15日号の市報に絞って、広告掲載を行っているところでございます。したがって、市報において、また1日号への掲載も含めまして、現状よりも多くの広告掲載枠を広げていくということに関しましては、これらのバランスを考慮して研究していく必要があるのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、検討をしていただきたいと思います。やはり財源確保に関しては、やり方次第では財源はまだプラスになるとは思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで、幾つか御紹介をさせていただきたいんですけども、財源確保のために民間で発行してるリビング新聞というのがございます。これは月2回から3回、家庭に配布されるタウン誌で、全国規模でなっておりますけれども、この中に企業の宣伝広告が入ってます。以前は、このリビング新聞には一切折り込んでいなかったんですけども、需要があり、急激に折り込み量がふえております。財源確保の一つとして、市報に折り込みを入れるということはできないのか。また、今後、市報も全戸配布をしていくという検討はされておりますけれども、有効ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市報への広告の折り込みということで御質疑をいただいたと思います。私どものほうで把握している限りにおきましては、市報に直接広告を折り込むといった形で取り組みを行っている自治体は、全国的に見ても非常に少ないのではないかなというふうに認識してございます。その明確な理由というものはわかりませんが、こちらのほうで考えます限りにおきましては、いわゆる広告等を含めまして市報に折り込みの作業をする場合には、手作業でやるという形になってございます。広告を複数枚入れるということになりますと、その手作業の日数も確保しなければなりません。そういった部分では、前出しという意味合いで発行スケジュールの見直しが必要になります。また、新聞の折り込みやポストに投函された一般の広告と、市のほうで審査を経て折り込まれた広告が一緒になってしまうといった課題もあってくるのかなというふうに考えてございます。こうしたことから、他市の動向等を注視する中で、こちらにつきましても研究させていただけたらというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これは他市の事例は基本的にはないと思いますけれども、これはかなり有効ではないかと私は思ってます。先ほどリビング新聞の話をしましたけれども、今まで本当に広告、一切入ったことがな

くて、ここ数年、どんどん枚数がふえてる。ということは、需要があるということだと思いますので、これぜひちょっと研究をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと1点、これ三重県の桑名市というところですけども、昨年よりコミュニティバスの車内の有料広告を掲載をしています。また、バスの停留所の標識の下部に広告を掲載をしています。桑名市の交通対策の方に一応お話を伺いましたけども、現在、桑名市駅のバス停に広告が掲載されているということでした。当市も、このちよこバスの停留所の標識の下部に、広告の募集をしてはいかがかと思ひまして、提案をしたいと思ひますけども、いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） ちよこバスのバス停の標識に広告ということだと思います。現在ちよこバスの広告につきましては、車内の額面の広告、それから社内の放送の広告、それからもう一つ、停留所の標識のステッカーの広告というのがあります。現在3種類になっております。ステッカーの広告につきましては、バス停の標識に張りつける形で、5センチから、縦5センチ、横が30センチ程度の大きさということです。1カ所当たり広告料は年5,000円ということとなっております。これにつきましては、市のホームページでも募集しております。ただ、ちよつと最近、このステッカー広告の件数というのが、ここ最近ではちよつとないというような状況になってます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ステッカーがあるということですけど、最近ないというか、これは実際には推進をして、ただ待っているだけということですか、広告掲載に対しては、何か推進していく手だてはないんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） ちよこバスの広告につきましては、市報と、それから市のホームページで募集をかけております。それと、ルートの改正なんかあったときには、バス停留所を新たににつくったりとか、そういったときには近くの商店さんとかにお声がけなんかをさせていただいてるところです。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） これ桑名市ですけども、昨年に始めたばかりで、現在、募集をしたところ1社ということで、主要駅との駅前のコミュニティバスのバス停に、時刻表の下に看板が設置をされているようです。また、できれば情報として、一応参考にしていただければと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

さまざま今回5点の質問をさせていただきました。ぜひとも、このことに関して前向きに検討していただけるよう切望して、私の一般質問を終わります。

御答弁ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○副議長（中間建二君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

〔17番 荒幡伸一君 登壇〕

○17番（荒幡伸一君） 議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従ひまして、平成29年第1回定例会における一般質問をさせていただきます。

今回、私は大きく5点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、バリアフリーを目指すまちづくりについてお伺いをいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、都議会公明党は高齢者や障害者が安全に生活し、移動できるバリアフリー先進都市を政策の柱に据えています。全ての人の自由な移動や社会参加を支えるためには、偏見や誤解といった心の壁を取り除くことから始めなければなりません。2012年にパラリンピックを開催したロンドンは、石畳の道路と古い地下鉄駅が多いまちです。施設のバリアフリー化は十分ではなかったようですが、訪れた車椅子利用者らを多くの市民が自発的に手助けをし、大会を大成功させたと言います。段差を解消すること以上に、お手伝いしましょうかという声かけが大切です。

そこで、①といたしまして、心のバリアフリーについて、市民への理解はどの程度進んでいるのか。また、普及されるためにはどのように推進するのか、市の見解をお尋ねいたします。

次に、②といたしまして、発達障害の早期発見と理解への取り組みや課題について、市の見解をお尋ねいたします。

発達障害は、外見からわかりにくいいため、自分では一生懸命頑張っているのに、周囲からやる気がない、変わっていると誤解されがちです。また、個々に得意、不得意なことの種類も程度もさまざまで、障害特性の理解をさらに難しくしています。中でも知的なおくれを伴わない方は、幼児期や思春期に気になる言動があって、本人が生きにくさを感じても、ある程度カバーできる面があるため、発達障害に気づかれにくくなっています。そのため、より社会性やコミュニケーション能力が求められる青年期、成人期になって、初めて発達障害の診断を受ける方も多くなっています。年齢を重ねると年相応の振る舞いを期待されるため、子供のころ許されていたこともトラブルになりやすく、周囲から浮いた存在になりかねません。これにより、本人の精神的な負担も大きくなってきます。発達障害自体は心の問題ではありませんが、理解や支援が不足すると失敗が続き本人も自信をなくし、自己肯定感が持てなくなります。反対に理解者に恵まれ、周囲と調和がとれる環境があれば、社会人として求められる力を発揮して、社会で自立した生活を送れる可能性が広がります。

そこで、③といたしまして、発達障害のある人が日常生活のさまざまなシーンで、周囲に自分の特性を伝えて適切な配慮を求めるサポートカードを希望者に配布し、理解と思いやりを広げる取り組みについて、市の見解をお尋ねいたします。

④といたしまして、発達障害のある子供の子育てに悩む保護者を支援するために、同じ経験をした親が相談役になるペアレントメンターを養成する取り組みについて、市の見解をお尋ねいたします。

⑤といたしまして、高齢者や障害者の社会参加の現状についてと、社会参加に際してのバリアは何か、バリアはなぜ生じるのか、市の見解をお尋ねいたします。

⑥といたしまして、災害が起きたときに、目や耳の不自由な人たちを迅速かつ的確に支援するため、防災訓練への視覚・聴覚障害者の参加について、市の見解をお尋ねいたします。

次に、2点目といたしまして、安全・安心のやさしいまちづくりについてお伺いいたします。

高木や狭山の交通空白地域の高齢者や障害者が、外出のため10分、20分かけてやっとの思いでバス停にたどり着いても、予定の時間になってもバスは到着せず、いつになれば来るのかわからなく、立って待っているのはしんどいなどの声を聞きます。中には、無理して外出をしなくなった、少し怖いけど車を手放せないという方もおります。ひきこもりの要因や、高齢者の車両事故につながりかねません。また、昨年年第1回定例会でも取り上げましたが、カーブミラーに霜がおりて危険な箇所があり、怖い思いをしたという声を昨年以上にいただいております。

そこで、お伺いをいたします。

①といたしまして、高齢者や障害者が公共交通機関の利用がしやすくなるようなバス停へのベンチの設置について、市の見解をお尋ねいたします。

アとして、大津市や福岡市の取り組みについて伺います。

イとして、当市の取り組みと課題について伺います。

次に、3点目といたしまして、赤ちゃんの駅についてお伺いをいたします。

まだ自分で歩けない赤ちゃんを連れての外出は大変です。荷物の多さもさることながら、苦勞するのがおむつがえや授乳ができる場所探しです。当市でも、赤ちゃん・ふらっとを実施しておりますが、屋外で開催される各種イベント会場で付近におむつ交換台が設置された施設がない場合は、イベントに参加できず、外出を断念される場合もあると思われます。そのようなときに、イベント会場に折り畳み式おむつ交換台や授乳スペースを確保した移動が可能なテントを赤ちゃんの駅として設置すれば、赤ちゃんを連れて保護者が心配なく参加できます。赤ちゃんを連れて保護者が安心して外出できる環境を整備することは、子育てが家庭が外出しやすい環境づくりを進めて、子育てを支援する上でとても有効だと考えます。

そこで、お伺いをいたします。

①といたしまして、小学校の運動会やイベント会場に乳幼児を連れて保護者が安心して参加できるよう、無料で貸し出せる移動式赤ちゃんの駅の導入について、市の見解をお尋ねいたします。

アといたしまして、他自治体の取り組みと当市の課題について伺います。

次に、4点目といたしまして、結婚新生活支援についてお伺いをいたします。

厚生労働省によれば、2015年の結婚件数は63万5,156組で戦後最少を更新しました。男女の結婚に対する価値観の違いや、出会いの場が少ないことなどが背景に挙げられますが、結婚したくても経済的な理由で踏み出せない方も多いようです。国立社会保障・人口問題研究所が、結婚の意思のある未婚者を対象に、1年以内に結婚するとしたら何が支障になるかを調べたところ、結婚資金との回答が最も多く、男性で43.3%、女性で41.9%に上りました。また、結婚のための住居との回答が、男性で21.2%、女性で15.3%でした。経済的な理由で結婚に踏み出せない若者がふえれば、出生率の低下につながり少子化が進むおそれがあります。また、内閣府が20から30代の未婚、結婚3年以内の男女を対象に、結婚を希望する人に対して行政に実施してほしい取り組みを聞いたところ、結婚や住居に対する資金貸与や補助支援を挙げた人が42.3%に上がっていました。

そこで、お伺いをいたします。

①といたしまして、結婚に伴う住居費や引っ越し費用に対して、国と自治体で支援する結婚新生活支援事業について、市の見解をお尋ねいたします。

アとして、他自治体の取り組みと当市の課題について伺います。

次に、5点目といたしまして、スポーツ推進計画についてお伺いをいたします。

平成27年第3回定例会における一般質問で、スポーツの推進について取り上げさせていただき、さまざま確認し、要望もいたしました。ここで、生涯学習・生涯スポーツ推進計画が示され、期待をするところであります。

そこで、お伺いをいたします。

①といたしまして、全ての市民が元気で明るく、気軽に行え、健康長寿に生きる地域づくりへと発展させるためのスポーツ・レクリエーションの推進事業の進捗状況について、市の見解をお尋ねいたします。

失礼いたしました。

2番目の安全・安心のやさしいまちづくりについて、②を飛ばしておりましたので、この場で修正をさせていただきます。

冬場の通勤通学時間の朝、カーブミラーに霜がおり危険な場所についての今後の対策についてお伺いをさせていただきます。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしく願いをいたします。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、心のバリアフリーについての市民の理解と普及推進についてであります。平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害のある方、ある人の周囲にある施設や設備、制度や慣行などのあらゆるバリアを取り除くために配慮をすることが規定されました。市においては、障害者差別解消法の施行に合わせて、市職員の対応要領を作成するとともに、市民の皆様や市内事業者に向けて研修会等を実施し、周知・啓発に努めております。

次に、発達障害の早期発見と理解についてであります。市では保健センターでの乳幼児健診や発達心理相談等におきまして、子供の発達上の問題について、早い段階から療育などの支援が受けられるよう、保護者の方の受容や理解などの状況を踏まえながら、きめ細かな対応を図っております。

次に、発達障害のある方が周囲に自分の特性を伝えて適切な配慮を求めるサポートカードの取り組みについてであります。発達障害のある方は、日常生活のさまざまな場面で自分の意思をうまく伝えられないなどの困難を抱えております。さいたま市や川崎市では、日常生活での困難をサポートするためのカードを発達障害のある方に配布しており、コミュニケーション支援に役立っているとのことでもあります。

次に、発達障害のある子供を育てる保護者を支援するペアレントメンター養成の取り組みについてであります。発達障害のある子供を育てている保護者は、身近に相談相手がなく、悩みを抱え込んでしまう場合も多くあります。発達障害のある子供を育てた経験のある保護者等が、相談等の支援を行うペアレントメンターの養成は、民間団体や都道府県での取り組みが始まっております。

次に、高齢者や障害者の社会参加の現状と社会参加に際してのバリアについてであります。平成26年に実施しました障害福祉計画策定のためのアンケート調査では、趣味やスポーツ、グループ活動等のために外出する方は、全障害者の1割程度にとどまっております。障害者等の社会参加を阻む要因としましては、施設や交通手段等のハード面のバリアのほか、地域住民の障害への理解など、心のバリアもあるものと考えられます。

次に、防災訓練や視覚・聴覚障害者の参加についてであります。聴覚障害のある方々の市の総合防災訓練への参加につきましては、東大和市聴覚障害者協会を通して訓練及び実施内容の御案内をしております。視覚障害のある方々につきましては、平成28年1月に地域自立支援協議会防災・防犯部会と市内視覚障害者団体との共催で起震車体験等による防災訓練を実施しております。

次に、バス停にベンチを設置している他団体の取り組みについてであります。大津市につきましては市民の寄附を募り、バス停ベンチの設置費の一部に充てているとのことでもあります。なお、ベンチには寄附申し込み者のプレートをつけ付すとともに、設置位置は寄附申し込み者の希望に合致する必要があるとのこと。また、福岡市につきましては、自治会などの地域団体がバス停にベンチを設置できるよう、道路占有許可の対

象を拡大するとともに、ベンチの背もたれ部分に企業等の広告を掲出して、市設置費に充てることを可能としています。

次に、当市の取り組みと課題についてであります。ちよこバスのベンチにつきましては、平成26年度から東京都の補助金を活用し設置を進めてまいりましたが、平成28年度末までに合わせて13基の設置を完了する見込みとなっております。また、設置場所につきましては、利用者が比較的多いバス停としておりますが、自転車や車椅子利用者などが安全に通行できるスペースの確保が必要なため、設置できる場所が限られることが課題となっております。

次に、冬場のカーブミラーの霜についてであります。市ではカーブミラーの鏡面の清掃を定期的に行っており、きれいに保つことにより曇りや霜を極力抑えるように努めております。カーブミラーは見にくい部分を補完するものであり、交差点等での安全確認は直接目視で行うことが基本でありますので、注意が必要な箇所につきましては看板の設置等、その他の安全対策で対応してまいりたいと考えております。

次に、赤ちゃんの駅についてであります。公共施設や民間施設において授乳やおむつがえのできる場所等を提供し、乳幼児を連れた保護者が安心して外出が楽しめるよう支援する取り組みであり、当市におきましては赤ちゃん・ふらっとの名称で同様の事業を行っております。イベント会場等に授乳やおむつがえのできる場所を、その都度設置できる移動式の赤ちゃん・ふらっとの導入につきましては、今後、他市の状況や課題等を調査研究してまいります。

次に、結婚新生活支援事業の取り組みと課題についてであります。この事業は婚姻数の増加につなげるための国の自治体に対する補助制度であります。自治体が経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、新婚世帯の新生活にかかる費用を補助するもので、対象世帯に補助する上限額は18万円、国の補助率は4分の3となっております。他の自治体の取り組みについてであります。東京都内で結婚新生活支援事業を行っております区市町村はないものと認識しております。課題としまして、事業実施において市におきましても4分の1の一般財源の負担が必要になります。また、国の補助制度の継続期間などから慎重に対応する必要があると考えております。

次に、スポーツ推進計画についてであります。市では現在、第2次生涯学習推進計画の改定に合わせ、国のスポーツ基本法でうたう地方スポーツ推進計画の要素も取り込んだ東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画の策定を進めております。これにより、平成29年度からの10年間のスポーツ・レクリエーション活動推進のための指針を市民の皆様にお示しするとともに、各事業の進捗管理を行ってまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○17番（荒幡伸一君） 御答弁、ありがとうございます。

では、バリアフリーを目指すまちづくりについてお伺いをさせていただきます。

バリアフリー社会の実現には、法整備だけでなく障害者に対する健常者の心の中のバリアを解消していくことが必要です。社会参加が進む障害者と積極的にかかわる中で、心のバリアフリーにも努めなければならないというふうに考えます。

最初に①ですけれども、障害者差別解消法が今年の4月に施行されましたが、市民や事業者への周知、研修とは具体的にどのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者差別解消法の市民の方や事業者への周知、研修についてでございますが、

市では障害者差別解消法周知のためのリーフレットを3,000部作成し、商工会を通じて市内の事業者に配布するとともに、医療機関、福祉サービス事業者、公共交通機関等に配布いたしました。研修会、講習会につきましては、昨年8月に差別解消法をテーマにしました地域自立支援協議会研修会を中央公民館ホールで開催いたしましたほか、ヘルプカード講習会の際に差別解消法について周知をしております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、心のバリアフリーに向けた取り組みとして、さまざまな障害への理解を深める取り組みが必要なのではないかというふうに思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者への理解促進の取り組みでございますが、毎年12月3日から9日までが障害者週間でございます。それに合わせて市役所の市民ロビーで、理解促進のためのパネル展示等を行うとともに、中央公民館ホールで障害者理解促進のための市民向けのイベントを実施しております。このイベントにつきましては、平成25年度からさまざまな障害について、実際の体験等を通じて理解していただくということで、これまで視覚障害、聴覚障害、知的障害というように、障害ごとにテーマを絞って実施しております。今年度につきましては、「車いす・ふしぎ発見！」と題しまして、主に小学生を対象にパラスポーツの体験等を通して、障害について理解を深めていただいております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） さまざまなイベントなど、取り組みをしていただいていることは理解をいたしました。先ほど御答弁をいただいた、この障害者差別解消法や障害者理解促進の取り組みにより、実際に市民の理解は深まっているのでしょうか。その点について伺いをいたします。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者理解促進事業に参加された皆様からは、障害のある方と接することができて大変理解が深まった。こういうような催しを、ぜひ続けていただきたいというような御意見をいただいております。また、差別解消法の事業者への周知をきっかけに、医療機関と聴覚障害の団体の皆様が懇談会を実施したり、民間事業者から差別解消法への取り組みについて、市への問い合わせがあるというふうに、市内の事業者の理解も一定程度深まってきているというふうに認識しております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ことしの1月に、会派で川崎にあります障害者の就労支援を行っている会社を視察させていただきました。この会社は、商店街の真ん中に位置しており、買い物客や幼児が行き交い、自然と地域の方々と触れ合うことができるような環境の中にあります。当初はなかなか受け入れてもらえず、トラブルもあったようですが、現在は商店街に会社があるのが当たり前、障害者の皆さんが歩いているのが当たり前になり、心の壁が取り除かれたそうです。当市においても、障害者の施設が自然と地域に溶け込むことが理想だというふうに思いますけども、その点についていかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 市内の障害者通所施設では、自主製品の販売で福祉祭や環境市民の集い等の市のイベントに出店するとともに、イトーヨーカドーやハミングホール、観光物産フェア等で積極的に自主製品の販売活動を行っております。また、定期的に地域交流イベントを開催している事業所もございます。市といたしましては、障害者優先調達推進法の取り組みの一環として、家庭廃棄物指定収集袋の交付業務ですとか、ヘルプカードの周知のためのリーフレットの配布業務等、市内の各作業所に委託しております。これらの活動を通して、障害者施設と地域とのつながりが促進されていくことというふうに考えております。

以上です。

○17番(荒幡伸一君) ありがとうございます。

障害者施設とのこの地域とのつながりが、さらに促進することを期待をいたします。

次に、②番ですけれども、子供は日常の中で母親を初めとした周りの人とのかかわりや遊びなどを通して発達していきますが、広汎性発達障害の特性によって、ほかの子供や大人とのかかわりが難しくなると、健全な発達が損なわれたり、自分に自信を持ち、自分を大切にできる気持ちが損なわれたりすることで、生活上の支障が生じてくるのが問題になります。特性に応じた丁寧なかかわり方を周りの大人たちがすることで、子供の発達を促すことができますし、広汎性発達障害の特性が原因で引き起こされる生活上の困難さを減らすことが可能となります。乳幼児期は、子供がいろいろな能力を獲得する時期です。早い時期から対応して、発達のみならずきによる支障を軽くすることが大切だというふうに考えます。乳幼児期の発達障害への気づきの詳細についてお伺いをさせていただきます。

○健康課長(志村明子君) 乳幼児期における発達障害への気づきについてでございますが、乳幼児期においては、例えばお子様が一日中泣いている、ちっとも寝ないなど、子供の育てづらさをたびたび感じるとか、あと幼児期におきましては1人で遊んでばかりいる、何でもなような音を極端に嫌がる、視線が合わないなど、ちよっとほかの子供とは違うなど違和感を覚えることが相談につながるきっかけとなる場合がございます。幼児期は発達の個人差が大きいため、保護者の方の気づきを受けとめながら、発達心理相談の希望を確認し、必要に応じて相談を御利用いただいております。

以上でございます。

○17番(荒幡伸一君) では、乳幼児期の健診での早期発見の詳細についてお伺いをいたします。

○健康課長(志村明子君) 保健センターでは、1歳半健診、3歳児健診、5歳児健診におきまして、問診で保護者の方が希望される場合、また診察で医師から指示がある場合に、個別の心理相談を御案内して受けていただいております。平成27年度におきましては、1歳6カ月健診では市に個別相談は187人、内訳においては行動、性格が29人、社会性が43人で、そのうち51人が相談継続となっております。3歳児健診では222人で、内訳が、行動、性格が56人、社会性が60人で、そのうちの61人が相談継続となりました。5歳児健診では212人の方が心理個別相談をお受けいただき、行動、性格を主訴とするものが52人、社会性が64人で、そのうちの51人が相談継続となっております。継続相談におけます経過観察、発達心理相談におきましては、お子様の発達の経過を確認し、保護者の方の希望により、必要に応じまして小児神経専門医の診察を行います発達健診のほうを御案内しております。平成27年度の発達健診は72人の方がお受けになりましたけれども、このうち発達相談からの御案内による受診は23人でした。また、72人の方のうち21人の方が、専門医療機関において診断、検査などを目的に御紹介のほうをしております。

以上でございます。

○17番(荒幡伸一君) 詳細にありがとうございます。

21人のお子さんに、この専門医療機関を紹介していただいたということですが、発達障害を持つ乳幼児の保護者の障害の受容の詳細についてお伺いをいたします。

○健康課長(志村明子君) 保護者の方の受容についてでございますが、幼児期の発達は個人差があり、また発達障害を持ちながらも個々のお子様のペースで成長していきますので、保護者の方のお子様の発達障害の受容には、ある程度の時間が必要になるものと認識しております。保護者の方には、継続相談を御利用いただく中

で、発達障害は生まれつきのものであるものの、療育訓練などにより周囲との適応が可能になることが期待できるというような、発達障害についての正しい知識を持っていただき、また家庭においてお子様への対応を心理相談等で御助言いただき、実際に行っていただくなど、そういったことを通して保護者の方がお子様自身の理解を深めていただき、受容につながっていく、そういうものと考えております。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） なかなか受け入れがたいことだとは思いますが、保護者が1人で悩むことがないように、丁寧をお願いいたします。

では、乳幼児期の発達障害に関連した課題についてお伺いをいたします。

- 健康課長（志村明子君） 発達障害は、育て方やお子様のわがままなどで発生するものではなく、生まれつき持っている脳機能の障害であるということでございますけれども、外見上、わかりづらいため、個性と捉えられ誤解されやすい面を持っております。発達障害に対しましては、社会生活訓練などのプログラムにより、集団生活などの適応が可能であることなど、発達障害の特性や対応について、まずは乳幼児を持つ保護者の方や関係者の方に正しく理解していただくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、乳幼児期のこの発達障害については理解をいたしましたけれども、文部科学省の調査によりますと、公立小中学校の通常学級に通う児童・生徒の6.5%に発達障害の可能性があり、これに特別支援学校などを加えると、およそ10人に1人の割合で発達障害の人がいるというふうに考えられるそうです。障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合もあり、障害の種類を明確に分けて診断することは大変に難しいとされております。小学校に入学してからの発達障害が疑われる児童への対応や、指導方法についてお伺いをいたします。

- 学校教育課長（岩本尚史君） 教育委員会では、新小学1年生を初め、在校する児童・生徒を対象に就学相談を毎年6月から年16回程度行っております。それとは別に、特別支援教室、通級指導学級への入級相談ということで、こちらも年5回程度の相談を行って、丁寧な対応を行っております。相談のきっかけは保護者からだったり、学校からということで、保護者面談をいかにスムーズにするかというのがポイントとなっておりますので、ほかに巡回指導員ですとか巡回相談員が保育園、幼稚園を積極的に巡回いたしまして、園との連携を図りながら年少さん、年中さんの時点から子供の状態を保護者、あるいは先生方と共有をして、かかわりを持つことが早期から信頼関係を構築することになりますので、就学後の安心した相談につながるということで、こちらのほう積極的に取り組んでおります。

以上でございます。

- 17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

グレーゾーンのお子さんなど、発達障害の受容がなかなか難しいケースもあるかというふうに思いますが、連携を密にさせていただいて、早期診断、早期療育につながるよう、支援をお願いをしたいと思っております。

次に、③に移りたいと思っております。

-
- 副議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会いたします。

午後 4時51分 延会